

平成 2 8 年 第 3 回

芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 2 8 年 9 月 5 日

閉会 平成 2 8 年 9 月 1 6 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成28年第3回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・5	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 要請・議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 【平成27年度芦北町一般会計予算（歳入）の連合審査会】
6	火	本会議 一般質問
7	水	委員会審査 総 務（企画財政課、税務課、議会事務局） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
8	木	委員会審査 総 務（田浦基幹支所、総務課、会計室） 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課）
9	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、農業委員会事務局、農林水産課） 文教厚生（教育課、福祉課）
10	土	休 日
11	日	休 日
12	月	休 会（議事整理）
13	火	休 会（議事整理）
14	水	休 会（議事整理）
15	木	休 会（議事整理）
16	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 要請に伴う意見書案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月5日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	10
第1	会議録署名議員の指名	10
第2	会期の決定について	10
第3	諸報告	10
	議長諸般の報告	10
	行政報告	10
第4	町長の提案理由説明	10
第5	要請第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出に関する要請について	11
第6	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	12
第7	報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	13
第8	報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	15
	（一括議題＝日程第9から日程第18まで）	
第9	認定第1号 平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	17
第10	認定第2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第11	認定第3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第12	認定第4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第13	認定第5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第14	認定第6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出	

	決算の認定について	17
第15	認定第7号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第16	認定第8号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第17	認定第9号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
第18	議案第52号 平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	17
第19	議案第53号 平成28年度芦北町一般会計補正予算(第3号)	19
第20	議案第54号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	24
第21	議案第55号 芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について	25
第22	議案第56号 芦北町水産物直売施設条例の制定について	25
第23	議案第57号 工事請負契約の締結について	25
7	散会	27

第2号(9月6日)

1	議事日程	31
2	出席議員氏名	31
3	欠席議員氏名	31
4	説明のため出席した者の職氏名	31
5	事務局職員出席者	32
6	開議	36
	第1 一般質問	36
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	36
	○竹崎町長答弁	37
	○澁谷教育委員長答弁	38
	○竹浦教育長答弁	38
	○長船教育課長答弁	38
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	38
	○長船教育課長答弁	38
	○櫻井福祉課長答弁	38
	○柳田企画財政課長答弁	38

○山元総務課長兼選管書記長答弁	39
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	39
○竹浦教育長答弁	40
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	40
○櫻井福祉課長答弁	41
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	41
○櫻井福祉課長答弁	42
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	42
○櫻井福祉課長答弁	43
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	43
○竹崎町長答弁	44
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	44
○山元総務課長兼選管書記長答弁	46
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	46
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	46
○山元総務課長兼選管書記長答弁	47
○澁谷教育委員長答弁	47
○竹浦教育長答弁	47
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	48
○山元総務課長兼選管書記長答弁	49
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	49
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	50
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	50
○長船教育課長答弁	50
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	51
○竹浦教育長答弁	51
○宮下生涯学習課長答弁	51
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	51
○宮下生涯学習課長答弁	52
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	52
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	52

○竹浦教育長答弁	53
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	53
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	53
○澁谷教育委員長答弁	54
○竹浦教育長答弁	55
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	55
○竹浦教育長答弁	55
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	55
○竹浦教育長答弁	56
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	56
○竹浦教育長答弁	56
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	57
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	60
○山元総務課長答弁	60
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	60
○山元総務課長答弁	61
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	61
○山元総務課長答弁	61
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	61
○山元総務課長答弁	62
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	62
○山元総務課長答弁	62
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	62
○櫻井福祉課長答弁	62
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	62
○山元総務課長答弁	63
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	64
○山元総務課長答弁	64
(9) 平松洋一議員第9回目一般質問	64
○山元総務課長答弁	64
(10) 平松洋一議員第10回目一般質問	65
○山元総務課長答弁	65
(11) 平松洋一議員第11回目一般質問	65

○山元総務課長答弁	65
(12) 平松洋一議員第12回目一般質問	65
○山元総務課長答弁	66
(13) 平松洋一議員第13回目一般質問	66
○山元総務課長答弁	66
(14) 平松洋一議員第14回目一般質問	66
7 散 会	67

第3号（9月16日）

1 議事日程	71
2 出席議員氏名	72
3 欠席議員氏名	72
4 説明のため出席した者の職氏名	72
5 事務局職員出席者	72
6 開 議	74

（一括議題＝日程第1から日程第12まで）

第1 認定第1号	平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	74
第2 認定第2号	平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第3 認定第3号	平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第4 認定第4号	平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第5 認定第5号	平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第6 認定第6号	平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第7 認定第7号	平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第8 認定第8号	平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74
第9 認定第9号	平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	74

第10	議案第52号	平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について	74
第11	議案第55号	芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について	74
第12	議案第56号	芦北町水産物直売施設条例の制定について	74
第13	発議第1号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書案に ついて	92
第14	議員派遣の件	(一括議題＝日程第15から日程第18まで)	92
第15	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		93
第16	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		93
第17	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		93
第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出		93
7	閉会		93

平成28年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月5日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
 - 第 4 町長の提案理由説明
 - 第 5 要請第 1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出に関する要請について
 - 第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
 - 第 7 報告第 4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 第 8 報告第 5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- （一括議題＝日程第9から日程第18まで）
- 第 9 認定第 1号 平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第10 認定第 2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第11 認定第 3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第12 認定第 4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第13 認定第 5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第14 認定第 6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第15 認定第 7号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 第16 認定第 8号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第17 認定第 9号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第18 議案第52号 平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について
- 第19 議案第53号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第54号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第
2号）
- 第21 議案第55号 芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第22 議案第56号 芦北町水産物直売施設条例の制定について
- 第23 議案第57号 工事請負契約の締結について
（散 会）

2 出席議員（16人）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 荒川 知章 君 | 2番 坂本 登 君 |
| 3番 宮内 道則 君 | 4番 寺本 順一 君 |
| 5番 古村 逸男 君 | 6番 白坂 康浩 君 |
| 7番 草野 安道 君 | 8番 前田 徹一 君 |
| 9番 元山 秀志 君 | 10番 宮尾 秀行 君 |
| 11番 平松 洋一 君 | 12番 川尻 成美 君 |
| 13番 藤井 公明 君 | 14番 岡部 恵美子 君 |
| 15番 水口 宣之 君 | 16番 寺本 修一 君 |

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 町 長 竹崎 一成 君 | 副町長 藤崎 正司 君 |
| 教育委員長 澁谷 百錬 君 | 教育長 竹浦 裕道 君 |
| 総務課長 山元 信作 君 | 企画財政課長 柳田 豊彦 君 |
| 税務課長 楠原 清照 君 | 住民生活課長 一丸 喜八郎 君 |
| 福祉課長 櫻井 優一 君 | 農林水産課長 藤井 哲郎 君 |
| 商工観光課長 園川 民夫 君 | 建設課長 下田 研 君 |

上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会計室長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所 課長補佐	嶋 崎 雄 二 君	教育課長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農業委員会 事務局長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	佐 竹 貴 幸 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北地域振興推進協議会役員会
期 日 平成28年7月8日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成28年7月14日（木）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 4 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 平成28年7月19日（火）
場 所 熊本テルサ
内 容 第6次水俣芦北地域振興計画について
- 5 南九州西回り自動車道整備促進に関する中央要望活動
期 日 平成28年7月21日（木）
場 所 国土交通省（東京都）
- 6 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する前期要望活動
期 日 平成28年7月25日（月）～26日（火）
場 所 各関係者省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）
- 7 川辺川ダム建設促進協議会定期総会・三期成会合同定期総会
期 日 平成28年7月26日（火）
場 所 ポップー館（あさぎり町）
- 8 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 平成28年7月29日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

議 題 ・物品購入契約の締結について（原案可決）

9 葦北郡町村議会議長会議員研修会

期 日 平成28年8月18日（木）

場 所 芦北町役場大会議室

講 師 全国町村議会議長会 総務部長 三宅達也氏

内 容 「町村議会を取り巻く状況について」

平成28年9月5日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第24号
平成28年8月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成28年7月31日

3 検査実施日

平成28年8月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,999,257,622 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,717,192,091 円
	歳入歳出外現金	54,855,391 円
	計	7,771,305,104 円
水道事業会計		299,733,437 円

議員派遣の結果報告

1 芦北町議会改革特別委員会研修

- (1) 目的 議会改革及び活性化に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県白石町・太良町
- (3) 内容 議会改革及び活性化先進地研修
- (4) 期間 平成28年6月29日(水)～6月30日(木)
- (5) 派遣議員 議会改革特別委員会委員

2 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 講堂
- (3) 内容 講演
演題 「人口減少社会を希望に グローバル化の先のローカル化」
講師 京都大学こころの未来研究センター教授 広井良典 氏
- (4) 期間 平成28年8月1日(月)
- (5) 派遣議員 水口副議長

3 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 美里町文化交流センター ひびき
- (3) 内容 講演
演題 「岐路に立つ日本の農業 TPP交渉大筋合意を念頭に」
講師 名古屋大学大学院教授 生源寺眞一 氏
- (4) 期間 平成28年8月23日(火)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成28年9月5日

芦北町議会議長 寺本修一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成28年第3回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 前田君及び9番 元山君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から9月16日までの12日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

まず、このたびの台風12号につきましては、熊本地方上陸の恐れがありました

が、幸い逸れて通過いたしました。芦北町においては、最大風速7.6m、最大時間雨量13mmでありました。これに伴い、予防的避難といたしまして、町内5箇所の避難所を開設いたしました。避難者数は、2日間で延べ84人でありました。また、この台風による被害の報告は現在のところ入っておりません。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、平成28年度芦北町一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認1件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成27年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計外7件の歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る認定10件、平成28年度芦北町一般会計補正予算及び芦北町介護保険事業特別会計補正予算、更に条例の新規制定2件、工事請負契約の締結1件、合計18件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 要請第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出に関する要請について

○議長（寺本修一君） 日程第5、要請第1号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書の提出に関する要請について」を議題とします。

お諮りします。要請第1号は、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

要請第1号の内容については、お手元に配付しております写しのとおりです。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから要請第1号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第1号は採択することに決定しました。

第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

平成28年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度芦北町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、同条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、6月18日以降に発生した大雨災害対応など、緊急性の高いものを補正いたしましたものでございます。歳入歳出予算の総額に1,388万9,000円を追加し、総額を97億7,138万7,000円といたしました。

事項別明細書によって歳出から説明をいたしますので、7ページを御覧いただければと思います。

5款農林水産業費、農業施設事業費の56万7,000円と、次の林道費における61万6,000円は、それぞれの土砂の撤去に要する重機の借上料でございます。

7款土木費における道路維持費283万7,000円は、町道の修繕料を計上しております。

8款の消防費における災害対策費の職員手当194万9,000円と、旅費の31万4,000円は、被災地派遣の延長依頼が熊本県町村会からありましたので、これに呼応するため必要な額を追加したものでございます。なお、被災地派遣につきましては、当初6月いっぱいということで予算を確保しておりましたが、7月以降も延長されることとなったため、今回補正をするものでございます。

次に、10款災害復旧費の農地災害復旧費は、補助災害の復旧申請のための測量設計業務委託料104万5,000円と、補助災害に係らない小規模な復旧事業補助金として104万7,000円を措置しました。

林業用施設災害復旧費96万5,000円についても補助災害申請に必要な測量設計業務委託料であります。

次は8ページです。

同じく、10款災害復旧費の公共土木災害復旧費は、町道や河川の災害復旧申請に必要なための測量設計委託料454万9,000円を措置したものです。

以上が歳出です。

歳入を申し上げます。6 ページにありますとおり、補正全額を前年度の繰越金を充てているということでございます。

最後に、専決の日について説明をいたしますが、大雨がほぼ終息したとの判断をした上で、補助災害の査定の日程等を勘案したことや、被災地派遣の延長要請に対応することなどから、7月1日としたものであります。

以上で報告を終わります。承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

第7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第7、報告第4号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 続きまして、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を判定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおりにつけて、今回報告するものであります。

それでは、それぞれの資料について御説明をいたします。お手元に資料が届いていると思いますけれども、この資料を御覧いただければというふうに思います。

この資料の1ページを御覧いただければと思いますが、まず実質赤字比率についてでございます。実質赤字比率は、本町では一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金特別会計を合わせた普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものですが、本町では赤字決算を計上しておりませんので、数値と

しては表れてこないということでもあります。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すものでありますが、本町では赤字決算ではございませんので、これもまた数値として表れてきません。

資料の2ページを御覧いただきたいと思います。実質公債比率は、一般会計等の元利償還金、特別会計、企業会計、一部事務組合が負担をする地方債の元利償還金のうち、一般会計が負担をした額の合計が標準財政規模に対してどの程度あったかを表す比率であります。実際的な公債費を算定する過程において、住宅使用料などの特定財源と、地方債償還等に係る地方交付税基準財政需用額算入額を控除し、分母からも同じく地方交付税基準財政需用額算入額を控除するようになっております。実質公債比率は、3か年の平均で求めるようになっておりまして、平成27年度は昨年度の4.4%から0.1%下がり、4.3%となっております。要因としましては、起債の償還額の減少などがあげられるというふうに思います。なお、比率が18%を超えると、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体となって、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに、35%以上になりますと、財政再生団体ということになってまいります。

次は3ページを御覧ください。将来負担費率は一般会計等が将来負担すべき実質的な起債額が標準財政規模に対してどの程度表すかを示す比率であります。将来負担額については、一般会計等の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等の負担見込額、特別職を含む全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、更に第三セクターなどの設立法人等の負債に対する負担見込額があれば算入するようになっております。将来負担額から充当可能な基金の額、地方債償還に際して見込まれる特定財源、地方債残高に係る交付税の地方財政需用額算入見込額を控除するようになっております。地方債現在高の将来負担額136億3,605万9,000円に対して、基金の充当可能財源、交付税算入見込額の合計が142億4,145万3,000円ありまして、充当可能な財源が将来負担額を上回っておるということで、実質的な将来負担額を示す分子はマイナスになってしまいます。分母が55億1,943万5,000円ですので、比率は前年同様に算定されません。要因としては、起債の抑制によりまして一般会計起債現在高の減少が上げられるというふうに思います。なお、早期健全化基準は350%という数字であります。

以上、全ての資料が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は、この指標から見ると健全な状態にあると言えます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。資金不足比率についてでございます

すが、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかというものを表すもので、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかというものを表すもので、企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられています。算出には事業の規模に対する資金の不足額の比率でございますが、資金不足を生じている企業会計はありませんので、数値としてはこれも出てまいりません。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力を申し上げ、御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

-----○-----

第8 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第8、報告第5号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 報告第5号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、この権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成27年度分の報告書を作成いたしましたので、今回議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の3ページから5ページに事業ごとの評価結果をまとめております。

なお、今回事業のニーズの項目につきましては、ニーズの増減ではなく、ニーズ

を満たしているかどうかで評価するよう変更しております。

評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階で行っております。全51事業中、A評価が30事業、58.8%、B評価が21事業、41.2%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、学識経験者の意見、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえたところの教育委員会の評価につきましては、6ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 昨年この提出について要望いたしましたところ、要するに3ページ、4ページ、総合評価の中のところの字句がですね、字が小さいということで申しましたところ、大変見やすくなっておりますので、今回実行されたことに対して御礼を申し上げます。

これを総合的に見ましてどうこうじゃありませんけれども、対比を付けたらいかがだろうかということに対してですね、括弧書きで今回書いてありますね。この点もですね、非常に良かったかなというふうに、見やすくなっておりますので評価したいなと思いますが、私、県のものを取ってみました。26年、まだ27年度は県会に出してなかったそうで、ネットで見られたのは26年度でした。そして、その概要のところを見たらですね、項目ごとの中で目標の認知率という形で、策定時は数値がどうだった、目標数は30年までだから30年まではどうだった。今現在はどうだったという、ちゃんと対比を付けて、非常に見やすくなっております。多分見られておるかなとは思いますが、こういうのをですね、参考にされて、もっと分かりやすく、またすぐ我々も、特に所管の文教厚生あたりでも見ることができれば非常にいいかなというふうに思いますし、今回、教育大綱も作成されましたので、これは国の教育推進基本計画を参酌してということも書いてありますし、熊本県の夢の架け橋教育プランを踏まえてとか、こういうのを書いてありますので、それならば国・県のを参考にされたほうがいいのかというふうに思いますので、さらなる改善といいますか、されるように要望しておきます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第5号を終わります。

-----○-----

- 第 9 認定第 1号 平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 7号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 8号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 9号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 議案第52号 平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、認定第1号「平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第18、議案第52号「平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定いたしました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 27年度ですね、決算報告が出まして、その決算意見書が提出されました。この決算の概要の表を見たときに、大綱的ですのであれですけれ

ども、収支の状況のところを見ましたところ、単年度ではマイナスになっています。1,262万4,000円というマイナスになっておりますが、ずっと追って10年間見てみたところ、18年度、20年度、21年度、24年度が。単年度の赤字でありました。特に24年度は2億5,200万円近い赤字ということであったんですけれども、まあ財政には影響ないというふうに思いましたけれども、ちょっとなぜかなという、赤字なのはなぜかなと思うんですけれども、私、ちょっと心当たりが見いだせなかったものですから、こういう場でしか、私は所管ではありませんので、聞かれなかったもので、まず町長から大綱的に、なぜだったのか、どういう形でこういう単年度の赤字が出たのか。詳細については課長から、ちょっと説明いただければと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 担当課長が答えますので。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 単年度収支につきましてはですね、この異議は何も申し上げませんが、単年度収支がマイナスになった一番の要因は、前年度繰越金が多かったというようなことでありまして、基金に3億円積み立てましたので、その3億円を積み立てたもので単年度でいうと実質赤字になっているということですけど、その積立てを、例えばそれこそ2,000万円に減らしておけば赤字になっていないというような状況でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私もそうかなと、少なく積み立てておけばですね、そういうことになるのはもう当たり前だというふうに思っております、まさにその通りかなと思っていたんですけれども、今後、町長にお聞きしますけれども、合併特例債、もう10年になりまして、地方交付税がだんだん減っていきますよね。そういう場合、積立て等ありますけれども、取崩しとか、そういう形の予算化というのは、今後どのような感じでおられるのか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 年度年度に取り組む事業によって異なると思いますが、基本的には国県の有利な制度を活用していきたいというふうに思いますし、なおかつ歳出に充てる財源等が生じたときには、ただいまおっしゃったようなケースも考えられるということですね。そのためにこれまで積み上げをしているようなことでございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 今町長が答弁されたとおりでありますけれども、その

財源として、昨年も申し上げましたけれども、将来的に枯渇してもいいと申し上げましたまちづくりの振興基金、まさしくこの交付税の減収に充てるために用意した基金でございますので、これを計画的に取り崩しながら地方交付税の減額に備えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第52号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

-----○-----

第19 議案第53号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第19、議案第53号「平成28年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第53号、平成28年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに1億7,090万7,000円を追加し、予算の総額を99億4,229万4,000円とするものであります。あわせて、地方債の補正を行っています。

補正の内容を歳出のほうから説明をいたしたいと存じます。10ページを御覧ください。

2款総務費の一般管理費99万円は、被災地への職員派遣が10月以降も引き続き行われる予定でありますので、被災地での宿泊施設借上料を計上したものであります。次の財産管理費44万7,000円は、芦北消防署移転候補地の鑑定料であります。防犯対策費の81万8,000円は、各行政区から要望がありました防犯灯の設置補助金が不足する見込みとなったためであります。

次は3款民生費です。社会福祉総務費の505万2,000円と障がい者福祉費

の79万8,000円は、前年度事業における国庫負担金の精算金であります。高齢者対策費のうち556万2,000円は、町内介護施設におけます介護支援機材の導入に対する補助金で、1億総活躍社会関係の事業であります。次の償還金27万2,000円は、前年度事業に対する国庫負担金の精算です。次は児童福祉総務費の700万円の補助金になりますが、保育職員の事務負担軽減のためのパソコンシステム導入に対する補助金で、これも1億総活躍関係の事業となります。

次はページ、4款衛生費になります。保健衛生総務費の32万4,000円は、前年度事業の国庫負担金の精算金です。予防費の116万3,000円は、予防接種法の改正によりまして、B型肝炎が新たに位置付けられましたので、この接種に係る委託料であります。環境衛生費の80万円は、水俣病公式確認60周年事業として新たに実施するふれあい交流事業の委託料であります。塵芥処理費1,534万7,000円は、熊本地震の影響で町内において4戸の住宅が半壊と認定されましたので、これを公費で解体するための費用を計上したものです。

次は5款の農林水産業費です。農業振興費の2,138万4,000円のうち119万円は、飼料用米の利用拡大のために熊本県の事業を活用して農業法人が行うモデル事業に補助をするもの、土地利用型構造改革推進事業補助金72万円につきましては、田植機の導入に対する熊本県からの補助金です。次のくまもと稼げる園芸産地化と攻めの園芸生産対策の2事業におきます516万2,000円の増減につきましては、県の事業の名称が変更されたため、当初予算で計上した事業を新たな事業に組み替える操作をしたということであります。次の産地パワーアップ事業補助金1,947万4,000円については、T P P対策事業として行われるもので、デコポンの施設化のための資材費に対する補助金です。この事業は平成29年度までの2か年事業として行われる予定になっております。次は畜産業費の1,816万2,000円についてですが、これもT P P対策事業として行われるもので、畜舎等の整備に係る補助金であります。次の中山間地域等直接支払事業費の85万1,000円は、直接支払いに新たに組み込む集落が追加される見込みとなったため、協定農地の傾斜度を測量する必要がありますので、その委託料であります。なお、新たに追加される集落に対する交付金は、12月定例会で補正をお願いする予定になります。

次は12ページ、林業費の林業振興費96万円、これは有害虫被害防止対策として行っております防護柵設置等の補助金が不足する見込みとなったため追加をするものです。林道費の734万3,000円は、先の大雨によって林道の被災箇所が拡大したため、土砂や倒木等の撤去費用を追加するものです。漁港建設費の90万7,000円は、海浦漁港内の防波堤の進入防止策を修繕をするものであります。

次は7款土木費になります。土木総務費の157万7,000円は、地震の影響によって町道等の買収箇所等の再測量を法務局から要請されたために実施をする費用であります。道路維持費の452万1,000円は、建設課維持係が使用する4tトラックが購入後20年近くとなり、故障をし、使用できなくなったため、新たに買い替えるための費用であります。道路新設改良費の1,988万3,000円は、射場芦北線の取付部分の設計と2期地区の用地買収等をスムーズに行うため、詳細測量に要する費用を追加したものです。水防対策費の84万円につきましては、土木災害復旧事業の対象とならない小災害復旧に要する補助金2件分を追加しております。

次は13ページ、8款消防費です。災害対策費の186万6,000円は、10月以降の被災地への職員派遣に対応するための費用です。

次は9款教育費になります。公民館費の16万5,000円は、簸瀬地区公民館の修繕のための補助金であります。

10款災害復旧費のうち、農地災害復旧費476万円は、3件の農地災害復旧工事費と、その事務費並びに2箇所の小災害復旧事業補助金を措置したものです。同じく農業用施設災害復旧費60万2,000円は、農道2件の小災害復旧補助金です。

最後に、公共土木災害復旧費の4,851万3,000円は、道路9件、河川4件の復旧工事費です。

以上が歳出であります。

次は歳入を御説明いたします。8ページにお戻りください。

11款の災害復旧費分担金の40万円は、農地災害復旧3箇所に係る受益者からの分担金です。

13款国庫支出金のうち、災害復旧費国庫負担金3,028万1,000円は、道路9箇所、河川4箇所の復旧補助金です。民生費国庫補助金1,081万2,000円は、介護施設への機材導入と、保育所職員の事務量軽減のための1億総活躍関係の補助金であります。衛生費国庫補助金767万3,000円は、被災家屋4件の解体費用に対するものです。土木費国庫補助金の670万4,000円は、射場芦北線の測量設計に対する社会資本整備総合交付金です。

次は14款県支出金になります。衛生費県補助金64万1,000円は、水俣病公式確認60周年事業に関するもの、農林水産業費県補助金3,809万7,000円のうち、飼料用米利用拡大119万円と、土地利用型構造改革72万円については、熊本県単県事業の補助金であります。また、次の段のくまもと稼げると攻めの園芸補助金は、単県事業の名称が変わったために組み替えるもの、デコポンの施設

化のための産地パワーアップ1,802万5,000円と、畜舎等を整備する畜産酪農収益強化事業1,816万2,000円は、TPP関係の補助金であります。

次は14ページです。災害復旧補助金320万円は、3件の農地災害復旧に係る補助金です。

18款を飛ばして、20款町債を説明いたします。総務費において臨時財政対策債を2,721万2,000円減額しております。これは国からの決定が当初予算見込みを下回ったための措置です。一方、道路整備事業債1,310万円は、射場芦北線の追加によるもの、公共土木災害復旧債は道路・河川の復旧に要する費用を追加したものであります。

以上、特定財源を申し上げましたが、支出から特定財源を引きますと7,211万2,000円が不足しますが、これを18款の前年度繰越金で充てるという財源構成にしております。

地方債の補正を申し上げたいと思いますので、4ページを再度御覧いただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、新たに追加をするものが公共土木債で1,510万円、既定の額を変更するものが臨時財政対策債を減額、農道整備事業債を追加するものです。今回の地方債の補正は、この3件で総額が98万8,000円増加をいたします。利率や償還方法は表に記載したとおりでございます。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 11ページにですね、熊本地震被災住宅公費解体工事、先ほどの説明で4戸解体をする予定だということでしたが、これは一般の住宅、それとも公の。であればですね、公費を投入する理由、金額が4戸で1,500万円ありますので、単純に370～380万円かかるのかなというふうに推測されますが、結構高い水位でいっておるものですから、その場合の何社ぐらいを見積もられたか、あるいはその根拠ですね、公共機関であれば一般的にはもっと低い単価じゃないかなという推測をするものですから、この金額の算出根拠を。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 公費解体の1,532万9,000円につきましては、今、熊本県のほうでも御議論、住宅の倒壊につきまして通常は国が全部持つと、これにつきましては50%補助、それから交付税あたりを投入しまして、町の一般財源は2.5%ということになるという理由でございます。この違いにつきましては、今、県あたりが企業を設けておりますけれども、町の公共工事の部分で今積み上げ

をやっているところでございます。今度、10月の下旬にまた県の災害査定がある予定です。それでまた精査されるというふうに思います。当然、これを出すときには、入札をして執行していくということになろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 補助金が、国が約2分の1出ておりますが、この予算書では一般財源が約半分ぐらい計上してありますね。この額が交付税に算入をされて、実質的な町の負担はまた減るという理解ですか。もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今のところですね、県・国からの通知につきまして申し上げますと、全体を100といたしまして、50が国庫補助、それから47.5%は特別交付税で算入されると。それと、一般財源、町の持ち出しが、先ほど申し上げましたように、2.5%かというふうに聞いております。これにつきましては、通常ですと特別交付税が80%しか見ないんですけども、今回、激甚、非常にひどかったということで、その支援幅が広がっているというところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この4戸につきましては、もう了解されているということですか、壊すという前提で4戸だったですね、おられるんですか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 8月の31日付けで一応その締切りをいたしまして、その4戸につきましては、罹災証明書も付いております。半壊ということで付いておりますので、決定を出すわけですけども、当然その中身はもう一度見ますけれども、その方向性に行くというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第20 議案第54号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第20、議案第54号「平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第54号、平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,832万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億802万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

款5諸支出金、目2償還金の3,832万8,000円は、平成27年度の介護給付費及び地域支援事業の確定に伴います国庫負担金及び県負担金の償還金です。

次に、歳入につきましては6ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、目2地域支援事業交付金の203万4,000円と、款5県支出金、目1地域支援事業交付金の153万6,000円は、平成27年度の地域支援事業交付金の事業確定に伴い、追加交付されるものです。

款7繰越金の3,475万8,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第21 議案第55号 芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について

- 議長（寺本修一君） 日程第21、議案第55号「芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。なお、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

-----○-----

第22 議案第56号 芦北町水産物直売施設条例の制定について

- 議長（寺本修一君） 日程第22、議案第56号「芦北町水産物直売施設条例の制定について」は、先の議会運営委員会で委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。なお、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

-----○-----

第23 議案第57号 工事請負契約の締結について

- 議長（寺本修一君） 日程第23、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

- 総務課長（山元信作君） 議案第57号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線道路新設改良工事の請負契約締結の承認に係るものであります。

本工事は、芦北インターチェンジから国道3号までを結ぶ新たなルートを建設する改良工事であり、交通安全プログラムに基づき、児童生徒の通学路の安全性を向上させるための工事です。また、本町道の沿線には、地域防災計画上もっとも重要な大規模避難施設となっている町民総合センター及び地域資源活力総合交流促進施設があり、これら施設へのアクセス道路の整備は、防災・減災対策を行う上で必要不可欠な工事であります。

- 1 契約の目的 町道射場芦北線道路新設改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 3億4,020万円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字白木1190番地
木崎・岡部・新光特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社木崎建設 代表取締役 木崎隆士

なお、工期につきましては、平成29年3月24日を予定していますが、繰越承認の手続き後、工期の延期をお願いいたします。

工事の概要につきまして御説明申し上げます。まず、全体の改良計画についてですが、起点が地域間交流スポーツグラウンド前から平生のローソン芦北店横の国道3号まで、延長約1,850m、片側1車線、道路歩道付き、道路幅員8.5mです。本工事においては、起点側から300mを予定しており、山切り後、法面工にて斜面の安定を図り、補強土壁及びF型擁壁にて造成を行う計画となっております。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模を確実に施行するためには、共同企業体方式が、またその組合せについては町内業者3社による編成が効果的であると判断し、第1グループに町内土木業者Aランク上位7社を、第2グループにはAランク残り5社とBランク上位2社を、第3グループにはBランク7社を選定しました。入札は8月25日に執行し、仮契約を翌日8月26日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額につきましては消費税抜きで申し上げます。フクマツ・中村・山崎特定建設工事共同企業体3億1,850万円、木崎・岡部・新光特定建設工事共同企業体3億1,500万円、橘新・浪本・小林特定建設工事共同企業体3億1,720万円、佐藤・橋本・梶特定建設工事共同企業体3億1,580万円、松下・泉・吉田特定建設工事共同企業体3億1,650万円、平松・横山・リュウショウ特定建設工事共同企業体3億1,800万円、矢野・新生・馬場特定建設工事共同企業体3億1,770万円、その結果、木崎・岡部・新光特定建設工事共同企業体で、落札額3億1,500万円でありました。予定価格に対する落札率は97.8%であり、消費税込みの金額は3億4,020万

円でございます。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

なお、11時10分から議員控室において、常任委員会の連合審査会が開催されますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

散会 午前11時00分

平成28年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月6日

午前10時 開議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

(散会)

2 出席議員（15人）

1番 荒川 知章 君

3番 宮内 道則 君

5番 古村 逸男 君

7番 草野 安道 君

10番 宮尾 秀行 君

12番 川尻 成美 君

14番 岡部 恵美子 君

16番 寺本 修一 君

2番 坂本 登 君

4番 寺本 順一 君

6番 白坂 康浩 君

9番 元山 秀志 君

11番 平松 洋一 君

13番 藤井 公明 君

15番 水口 宣之 君

3 欠席議員（1人）

8番 前田 徹一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹崎 一成 君

教育委員長 澁谷 百錬 君

総務課長 山元 信作 君

税務課長 楠原 清照 君

福祉課長 櫻井 優一 君

商工観光課長 園川 民夫 君

上下水道課長 坂道 征一 君

田浦基幹支所
課長補佐

嶋崎 雄二 君

副町長 藤崎 正司 君

教育長 竹浦 裕道 君

企画財政課長 柳田 豊彦 君

住民生活課長 一丸 喜八郎 君

農林水産課長 藤井 哲郎 君

建設課長 下田 研 君

会計管理者兼
会計室長 井手口 浩二 君

教育課長 長船 正純 君

生涯学習課長 宮 下 祐 一 君 農業委員会
事務局 告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 佐 竹 貴 幸 君

平成28年第3回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 子どもの貧困の実態と対策について	<p>① 町が行っている就学援助制度はどのようなものがあるか。また、その対象者は何人か。</p> <p>② 町内の小・中学校の児童・生徒のうち、ひとり親世帯の割合はどうなっているか。</p> <p>③ 平成24年9月定例会で質問した給食費の助成について、当時、実施の考えはないとの答弁であったが、今後も実施の考えはないか。</p> <p>④ 平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたが、本町の子どもの貧困の実態と対策について、どう考えているのか。</p>	町長及び教育委員長
		2 瀬戸内ダムの堆砂除去工事について	<p>① 平成27年度の瀬戸石ダム堆砂除去工事の実績はどうであったか。</p> <p>② 平成28年度の平谷川・内木場川の堆砂土砂除去について、電源開発に申し入れする考えはないか。</p>	町長
		3 選挙投票所の新たな設置について	高齢者の方などから、投票所が遠く不便との声を聴いているが、このような住民の声に基づき新たに投票所を設置する考えはないか。	選挙管理委員長
2	川尻成美	1 本年7月の衆議院議員選挙から、18歳以上に選挙権が与えられた。	<p>今回、初めて18・19歳に選挙権が与えられたが、投票率はどうであったか。</p> <p>また、今後、投票率アップのためにどのような具体策を講じ</p>	選挙管理委員長

		その結果と今後の対応策について	る考えか。	
		2 本町の小・中学校の部活動と社会体育の在り方について	平成28年3月に策定された「芦北町教育大綱」において、基本施策の2にスポーツ・レクリエーション活動の推進がある。 部活動と社会体育の両立に対する方針及び両立させていくための具体的な方法についてどう考えているか。	教育委員長及び教育長
3	寺本順一	芦北町教育大綱について	平成28年3月、芦北町教育大綱が策定されたが、この中で「命を守る・命を大切にすること」について示されていない。 ① 命の大切さについて、現在、どのような視点に立って教育を行っているか。 ② 命を守ること、大切にすることは、教育の基本とするところであり、指導の最も重要なことであると思うが、今後、明記する考えはないか。	教育委員長及び教育長
4	平松洋一	本町の一般住宅の耐震化対策について	本年8月19日、政府の地震調査研究推進本部では、全国の活断層の長期評価について、「S」や「A」等の4段階にランク分けして示す方法が決定し、本町に最も近接する日奈久断層が最も危険度が高い「S」ランクに決定された。 一方、国土交通省は8月22日住宅の耐震改修に対する補助金を30万円上乘せする方針を固めた。 本町の平成28年2月の耐震	町長及び担当課長

		<p>改修計画では、耐震性が不十分な住宅が50%を超えるとあり、住民の生命や財産を守るため、一般住宅の耐震化等が急がれるところである。</p> <p>① 芦北町の一般住宅の耐震化の現状はどうなっているか。 また、耐震改修の相談窓口があったが、どのような相談があっているか。</p> <p>② 本年6月議会の一般質問に対する答弁で、住宅耐震改修補助制度の導入について研究したいとあったが、現在どうなっているか。</p> <p>③ 早急に一般住宅の耐震診断を行うべきと思うがどうか。</p> <p>④ 耐震対策工事のほか、シェルター設置などが最も効果的と思うが、補助の考えはないか。</p>	
--	--	---	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

前田君から欠席届が出ております。

本日の日程は、自席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

9月4日の台風12号は、町民に被害はありませんでしたが、8月30日から31日に大型で強い台風10号により、東北、北海道で大きな被害が出ています。被害に遭われた方々に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。自然災害への備えを欠いたことで住民の命や安全が脅かされてはいけません。一日も早い復興を希望いたします。

それでは、議長の許可のもと、3項目について質問いたします。

1項目目は、子どもの貧困の実態と対策についてお尋ねします。今、全国で子どもの貧困率が悪化しています。国民の平均的な所得も半分を貧困ラインと言われていています。平成24年の貧困ラインは122万円ですが、その基準に満たない所得の低い世帯の子どもたちは約6人に1人と言われていています。これが日本の現状です。

中でも、ひとり親世帯の子どもの貧困率は2人に1人を超えています。この貧困の原因は離婚などによるひとり親家庭の増加や、ワーキングプアに非正規労働者が増えてきたことが貧困率を上げてきたと言われていています。生活実態はどうでしょうか。認識を新たにしてほしいのは、よく三度三度の食事といいますが、今時の若い夫婦は朝食抜きが当たり前の世帯もあります。当然、朝ご飯を食べないまま登校している児童・生徒もいると考えられます。芦北町にも夏休み明けの9月、学校給食のない夏休みに菓子パンやインスタント麺などで過ごし、随分痩せた、無視できな

い小中学生が登校してきたのではないのでしょうか。私が声を聴いた家庭の中には、晩ご飯の家族団らんはありません。父親はサービス残業、母親は日によって2つ、3つのパートを掛け持ち、ダブルワーク、トリプルワークで夜11時までコンビニのレジ打ちで働き、子どもたちだけで食事をしている家庭もあります。

学校生活の中では、子どもの貧困を知る手掛かりは、7割以上がお風呂に入っていない様子がある、同じ服を着続けているとの声が聴かれます。ほかにも忘れ物が多い、遅刻や早退が多い、欠席が多いなどと言われています。

子どもの貧困が社会問題として取り上げられています。平成25年6月に国は子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、子ども貧困対策の推進に関する法律が成立し、翌26年1月に施行され、6月には子どもの貧困対策に関する大綱が制定されました。子どもの貧困をなくすには自治体の取組も重要です。

そこで、お聞きします。①町が行っている就学援助制度はどのようなものか。また、その対象者は何人か。②町内の小中学校の児童生徒のうち、ひとり親世帯の割合はどのようになっているか。③平成24年9月定例会で質問した給食費の助成について、当時、実施の考えはないとの答弁だったが、今後も実施の考えはないか。④平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律は施行されたが、本町の子どもの貧困の実態と対策についてどのように考えているかお答えください。

2項目目は、瀬戸石ダムの堆砂除去工事についてお尋ねします。①平成27年度瀬戸石ダム堆砂除去工事の実績についてどうであったか。②平成28年度平谷川、内木場川の堆砂除去について、電源開発に申し入れする考えはないかお答えください。

3項目目は、投票所の新たな設置についてお尋ねします。高齢者の方などから投票所が遠く不便との声を聴いているが、このような住民の声に基づき、投票所を設置する考えはないかお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の子どもの貧困の実態と対策に関する質問の④につきましては、担当課長から答弁させます。

次に、瀬戸石ダムの堆砂除去工事に対する質問につきましても、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 教育委員会関係につきましては、教育長と教育課長から答弁いたします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 質問の③の給食費の助成につきましては、実施の考えはありません。準要保護世帯の就学援助で十分対応できていると考えております。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 質問1の就学援助制度につきましては、平成27年度の実績が出ております。お手元に配付しました成果報告書の85ページに記載のとおりでございます。

まず、遠距離通学費補助金8名、通学費補助金20名、準要保護児童生徒就学援助費145名、特別支援教育就学奨励費補助金13名、幼稚園就園奨励費補助金4名、日本スポーツ振興センター共済支払金58名、合計で6区分、248名の方が利用されております。さらに、高校生3名、大学生48名への奨学資金貸付事業。

○2番（坂本 登君） 議長。もう少しゆっくりお願いします。最後の、合計が248名。

○教育課長（長船正純君） 248名の方が利用されております。

失礼しました。

○議長（寺本修一君） それじゃあ、ゆっくりお願いします。

○教育課長（長船正純君） さらに、高校生3名、大学生48名への修学資金貸付制度も実施しております。

質問2のひとり親世帯の割合につきましては、平成28年8月26日現在で17.5世帯、19.3%でございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問4についてお答えいたします。

国は、子どもの貧困対策の推進に関する法律で、都道府県に対して子どもの貧困対策計画の策定を努力義務としているところで、市町村には策定義務はありません。熊本県においては、来年度から実態把握等を行い、実情を踏まえて策定していくことのでございますので、県の具体的計画が示されないと、市町村が取り組むのは困難でありますので、その計画を受けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それで、私のほうから先の1番の件について申し上げたいと思います。

まず、堆砂除去工事の実績につきましてはですが、電源開発株式会社からの報告では、本流と支流を合わせて4万9,455m³というふう聞いております。

②につきましては、町としてどの程度の堆砂でどのような影響が出るかなど、客観的に判断する基準といたしますか、材料を持ち合わせておりませんので、現時点で申入れを行う考えはございません。電源開発の処理計画を待って判断をするべきだと考えております。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山元信作君） 質問の3、選挙投票所の新たな設置についてお答えいたします。

投票所は、全国的にも熊本県においても有権者数の減少に伴い減少傾向にあります。本町においても有権者数は減少していますが、合併前また合併後においても投票所は減らしておりません。各地域の実情に応じた必要な投票所数を維持しておりますので、新たに投票所を設置する考えはありません。ちなみに、有権者からの声は届いておりません。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） それぞれについて答弁をしていただきました。実態としては、就学援助制度、またその対象者、ひとり親世帯175世帯、19.3%、これが全部とは私も思っていないのですが、答えていただきました。

今回は、③の給食費の助成について再質問をいたします。町の教育委員会、教育長答弁では、準要保護世帯で対応できているので、考えはないというような答弁でした。今現在ですね、全国的に給食費の無料化や一部助成する自治体が増えてきました。全日本教職員組合の2015年度調査結果では、回答のあった1,032自治体のうち、小中全員、全額補助自治体が45自治体で、2011、12年度より4倍に増え、半額以上の補助（全額補助を含む）を実施する自治体は64自治体でした。さらに、それ以外の一部補助、消費税増税分や米飯給食の実施回数増分、地産地消を進めるための食材費の増加分等の負担も含めると199区市町村で実施されていることが分かりました。

熊本県では、山江村と水上村の2自治体が、学校給食費全額補助を実施しています。山江村では、定住化政策に力を入れており、子育てしやすい環境、人を呼ぶ・出て行かないという子育て支援政策の一つとして、給食費無料化に取り組まれています。義務教育中は、学校給食は食育の観点から、国が見るべきものと思う。だけど、国がやらないから山江村はやるということです。医療費の無償化は、病気がちな子どもだけに恩恵があるが、給食費無料化は子ども全員に関わるものであるから実施するなど、給食費無料化に対する確固とした信念が貫かれています。

山梨県の早川町の例を紹介します。ここは人口が一番少ない町とされていますが、2012年4月から給食費完全無償化を実現しています。2011年、教育長の呼

びかけで憲法26条の教育の機会均等、義務教育は無償とするに基づき、無償化検討委員会が結成され、3回の協議を経て町長に報告書が提出されています。その報告書には、無償化は我が国の教育行政の礎となるものであると確信し、未来を担う子どもたちは町民全体で育てていくという理念のもと、義務教育費に保護者から負担を求めず、全額公費でと書かれています。これを受け、教育費無償化について、2015年3月議会において、全会一致で可決をし、現在、教育費、教材費、修学旅行費などを含めた完全無償化を実現しています。

学校でも家庭でも、食べるときは食べるという考え方がありますが、それは根本から改めなければなりません。食育という言葉が使われて久しいものがありますが、今こそ学校給食は食育、食教育という教育の一環であり、人間の土台を育むものという考えが必要ではないでしょうか。

そこでお聞きします。私は、給食費無料化には3つの意義があると考えます。1つ目は、憲法26条でいう教育の機会均等、義務教育は無償という意義があります。2つ目は、子育て世代の定住化のために、少子化、人口減対策という意義があります。3つ目は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困対策としての意義があります。この無償化の3つの意義について、教育長はどう考えられますか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

教育の機会均等は、制度で認められておるところでありますので、現時点での必ずしもそれが乱れておるという認識にはいたっておりません。また、少子化対策の事業、教育行政ほか、福祉分野でしっかりした対応がなされておるとい認識しております。貧困対策につきましても、御答弁申し上げましたとおり、準要保護世帯での制度で十分対応できるものと考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 十分対応されているという答弁でした。

やはり私はですね、憲法26条にある教育の機会均等、義務教育は無償という課題だと考えます。子どもの貧困対策の推進に関する法律、教育の支援として第10条、地方公共団体は、つまり町は就学の援助、学費の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとするがあります。親の経済的な理由によって、学び、成長する権利が奪われてはならないからです。個別の家庭の問題ではなく、子どもが不利益を継承していくような世の中ってどんな世の中なんやという見方が必要です。毎日、何とかやりくりしているけどきついという人たちの生活をどう支えるか、親が稼げないのが悪いのでは

なく、子育てにお金がかかりすぎる社会が問題です。保育料、教育費の無償化など、子育てにかかる費用を社会が負担する仕組みをつくることです。本来は国がやるべきことですが、国に任せていてはいつまでたっても実施は不可能といえると思います。だからこそ、自治体が頑張るんです。教育の機会均等、義務教育は無償という取組が各自治体へ広がると、国に負担を求める声も広がり、全国的な運動になるのではないのでしょうか。是非憲法26条に基づき、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条を具体化し、前向きに取り組んでください。

次の質問に入ります。子どもの貧困対策④について、町に策定義務はない、県が取り組まなければ困難という、県の指針が出てから考えるという主旨の答弁だったかと思います。今、子どもの貧困の深刻化と広がり、様々な現実を通して見える問題となってきました。そうした動きの中で、2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、翌14年8月には子どもの貧困対策に関する大綱が制定されました。しかし、大綱には子どもの貧困をめぐる現状が数値で示されていますが、改善のための数値目標は一切明示されていません。この点で政府の子どもの貧困に向かう姿勢は本気とはいえないのが現実ではないのでしょうか。現在、子どもの貧困への社会的注目が高まり、本格的にこの社会が解決すべき課題として位置付け、何が必要で、政府及び地方行政と各種団体、更に社会、コミュニティが何をすべきかを明らかにすることが大事です。この法律の第4条に、国及び地方公共団体、先ほど答弁では町には策定義務はないとおっしゃいましたが、私は町の地方公共団体、つまり町の責務として、子どもの貧困対策に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとあります。ここでお尋ねします。町はこの4条に基づき、子どもの貧困対策に関し、地域の実情に応じた施策を策定し実施する、先ほどの今のところないとおっしゃいましたが、これからも県の取組を待ってからということですか。もう一度お答えください。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） お答えいたします。

本町ではですね、既に芦北町子ども・子育て支援事業計画に、母子家庭及び父子家庭への支援の充実、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を掲げまして、低所得者層やひとり親家庭等に対して、生活に困難を感じる状況を改善し、子どもの健やかな成長が実現できるよう、保育料の負担軽減、子ども医療費、児童扶養手当、ひとり親等家庭医療費、母子寡婦福祉基金貸付など、総合的な生活支援及び負担軽減の実施を行っているところではあります。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 既に実施していることもあると言われました。

そこで、私もこの芦北町総合計画、平成28年から平成30年度の実施計画書を見てみました。その中に、子育て環境の整備という項目があります。子どもの医療費助成事業など、12の事業名があります。この12の事業計画の中で、先ほどの項目がどれだけこの中にあるのでしょうか。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきました中に、具体的に申し上げますと、保育料の負担軽減、これは国のほうが保育料のほうを国基準ということで補正した額で設定してございます。それでは非常に保護者負担が大きいということで、芦北町といたしましては、芦北町独自の保育料の設定を行ってございます。これによりまして、平成27年度で本来保護者が負担しなければならない国基準の負担金、これが1億5,306万3,860円となっておりますが、これを9,059万1,860円、6,247万2,000円の町独自の負担を行っている、これが一つでございます。それと、子ども医療費につきましては、18歳までの子どもの医療費を無償化としております。これにつきましては、平成27年度で受給者数が2,457名、件数が1人当たり何度か行かれますのでこの件数になりますが、2万8,277件、金額にいたしますと5,147万706円の町独自の負担を行っているところでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 子ども医療費の助成につきましてはですね、もう全国でも先駆的に実施をされ、全国にもう中学校3年までというふうな広がりを見せています。それと、独自の設定をして、町独自の負担をしているという答弁です。

それともう一つですね、子どもの今の現状ですね、把握するためといいますか、子どもの貧困対策の推進に関する法律第14条に地方公共団体は子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとするとなっております。翌年には、子どもの貧困対策に関する大綱が制定されています。その中の第5に、子どもの貧困に関する調査研究として、1、子どもの貧困の実態と把握、分析するための調査研究、2、子どもの貧困に関する新たな開発に向けた調査研究、3、子どもの貧困に関する情報の収集、蓄積・提供とあります。まずは、子どもの貧困の正確な実態を把握することが大切だと思います。子どもの貧困に関する調査及び研究などを行う担当推進室など設置し、調査及び研究する必要があると考えますが、町のこの法律に基づいた考えをお答えください。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、熊本県におきましてですね、来年度から実態把握等を行って、実情を踏まえて策定していくということでございますので、熊本県が行うということを明らかにしておりますので、熊本県と歩調を合わせながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 県と歩調を合わせるという答弁です。

今ですね、子どもの貧困の深刻化と広がり、様々な現実を通して見える問題となってきていると思います。そうした動きの中で、この法律が成立し、大綱が翌年に制定されました。しかし、大綱には子どもの貧困をめぐる現状が数値で示されていますが、改善のための数値目標が一切明示されていません。その点で子どもの貧困は見えにくいともいわれています。芦北町で給食だけで栄養を摂っている子どもたちはいないのでしょうか。食べたくても食べられない子どもたちはいないのでしょうか。仕事があり、家族と一緒に食事ができ、住むところがある、当たり前暮らしができない現実はないのでしょうか。そうならないために、すべては次代を担う子どもたちのために、町の素晴らしいスローガンです。その子どもたちのために早期発見・早期支援、子どもの貧困問題が大きく取り上げられている今こそ、どこにどれくらい支援を必要としている子どもがいるのか、困ったものがどこにあるのかを町で丁寧に把握しながら、町全体で子どもの貧困に対する誤解や偏見を払拭しなければなりませんと思います。そのためには大切なことは調査を行うことで、その結果から町が抱える子どもの実態と課題を把握するわけですから、ここで明らかになった課題に対して、解決に向けた具体的な施策をきちんと打つことが必須事項になります。町が子どもの貧困対策法第14条に基づき、子どもの貧困に対する調査及び研究をし、是非子どもの貧困対策を策定し取り組むことを求めて、次の質問に入ります。

瀬戸石ダムの再質問をいたします。実績は前回の実績を答えていただきました。平谷川については、電源開発の計画を待って対応したいということでした。私はですね、何回も議会に一般質問でこの瀬戸石ダムによる堆砂問題を取り上げてきましたが、一番痛感していることがあります。それは芦北町もダム湖周辺地域も瀬戸石ダムの堆砂による洪水被害者ではないかということです。この問題は被害者の立場で電源開発に住民の声を届け、実現することが大事だと思います。

そこでお伺いいたします。芦北町もダム湖周辺地域の住民も洪水被害者という認識はもっていますか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 坂本君。通告質問要旨にただ今の質問事項は入っておりません

が。坂本君。

○2番(坂本 登君) 通告は、除去工事、またはこの問題について、何回も取り上げてきています。その基本的な考え方をお聞きしているわけです。そのことは通告以外とは、私としては考えていませんので、どうかよろしく願いいたします。

○議長(寺本修一君) 竹崎町長。

○町長(竹崎一成君) 地域の被害についてでございますが、これはもう長い歴史をもっています。歴代町長も取り組んできました。議会も取り組んでおります。地域の方々も再三再四要望もなされたところです。特に宅地、建物につきましては、水防災事業とか、あるいは宅地嵩上げ事業等でほぼ完了をいたしました。これによりまして近年の洪水による被害はほとんど発生をしておりません。また、先ほど来、堆砂除去についてのお尋ねがございますが、前回も申し上げたように、地元から声が届いておりませんし、そのへんの動向を踏まえていくのが、私は懸命な策じゃないかということでございます。また、電発が例年8月頃に調整池内の河床測量によりまして、その堆積状況を調査しておりますが、そういった結果をもって工事の場所を選定していくということでございますから、電発のこれまでやってきている作業を注視していきたいというふうに思います。

○議長(寺本修一君) 坂本君。

○2番(坂本 登君) これですね、町長自身、今ちょっと住民が被害者、町も洪水被害者ということがはっきりとはお伺いできなかったんですが、聞けなかったんですが、町長自身はですね、この長年、ここの水害があったことは御存じだと思います。今おっしゃったとおりです。町長はそこで平成20年8月27日に川辺川ダム事業に関する流域市町村の意見をお聞きする会での意見発表で次のように発言をされております。全文は紹介できませんが、町長の発言の一部分を紹介します。「芦北町は中流域にある町でございますけれども、一言でいいますと、もう疲れたということですね。芦北町流域の住民の皆さん、そして私もそういう気持ちであります。平成6年に就任いたしまして、14年間の間にですね、床上・床下浸水の洪水が発生したのは8回であります。6月にも床上被害が発生いたしました。これはもう並大抵の床上ではなく、かもしの上にも来るわけですから、2階まで床上浸水という状況でありまして、住民の方々に聞きますと、被害者住民が高齢化してしまってますね、予報・警報が出たときはもうどうしようもない。家具類を動かしたいけれど、どうにもできないんだということでありました。」という主旨の発言を町長自身が行っています。川辺川ダムに関する発言ですが、流域住民の皆さんが被害者住民と自らが発言しています。8年前の発言ですが、当時はまだ瀬戸石ダムの堆積土砂による洪水の恐れありと知られておらず、大雨による自然災害という認識だとしても、

流域住民の皆さんが洪水の被害者住民と発言されております。現在では、瀬戸石ダム堆砂問題も国交省は定期検査で最も危険性の高いA評定を下し、13年間で7回連続で瀬戸石ダムの堆積土砂により洪水の恐れ有りと指導していますが、電源開発は抜本的な改善をしていません。この根拠は国交省から定期検査で毎回、堆積土砂により洪水の恐れ有りと、最も危険性の高いA評定を下されていることです。瀬戸石ダム湖周辺住民は被害者です。瀬戸石ダムの管理者である電源開発は加害者です。平成28年度も12月から堆砂除去工事が行われます。これからの堆砂除去工事は、ダム湖周辺住民が意見を言うのを待つのではなく、職員が被害地域に積極的に入り、被害者の意見に寄り添い、被害住民の声を聴いて進めていくことが行政の当然の責務と言っておきます。

次の質問に入ります。新たな投票所の設置について再質問をいたします。投票所を維持していて、新たな投票所を設ける考えはありませんという答弁でした。高齢者の中には、移動手段を持たない人もいます。また、投票所のない地区もあります。高齢者の声を紹介いたします。国政選挙でも町の選挙でも、せっかくの1票を投票したいけど、今は車の運転ばせんけん投票所まで行くのに歩いて40分かかる。真夏の暑いときや雨降りには行きたくても体がいうことをきかん。選挙の期間だけでよかとばってん、期日前投票所まで巡回バスば走らせてもらえんどかなという、選挙投票期間専用の巡回バス導入の声でした。また、中山間地の住民からも声を聴いてきました。この集落には移動販売車が食料品を持ってくるばってん、ワゴン車に投票箱ば積んで移動投票所のごたるこつはでけんとやろうか。そしたら、大切な1票を投票できるようになるばってん、こげん有難かこつはなか。みんなも喜ばすばい。一緒のごたるこつば思うとる人はほかの集落にもいっぱいおると思うと言われました。町の山間地区や海岸集落に限らず、各投票区でも移動手段をもたない高齢者にとって、離れた投票所まで行くのに負担になっている人がいるのではないのでしょうか。18歳選挙権が実施され、全国では駅や学校、スーパーなど、新たな投票所が設置された自治体もあると聞いています。町も検討すべき課題ではないでしょうか。私はこの声を聴き、全国でやっているところはないか調べてみました。島根県浜田市では、2016年6月22日公示、7月10日投開票の参議院選挙で、ワゴン車に投票箱を積んで市内各地を巡回する移動期日前投票所を運用し、中山間地の有権者の投票機会を確保しています。やる気になればできないことはないと思います。ここでお聞きします。ワゴン車を利用した移動期日前投票所など設置や、選挙投票期間専用巡回バスなどを走らせることは可能ではないのでしょうか。いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山元信作君） 質問の内容が投票所の新設、選挙管理委員会に関することですので、選挙管理委員会にお伺いしてお答えしたいと思います。なお、ちなみにですけど、有権者数がですね、少なく、24人の投票所もございます。100人以下の満たない投票所も8箇所ありますが、町民に不便をかけるために集約は行っていないのが現状でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。時間が迫っておりますので、まとめてください。

○2番（坂本 登君） 選挙管理委員会が調べた投票所までの遠い集落、また投票率のことなど、瞬時に分かると思いますので、投票所が遠く離れた投票所に行くのに、移動手段をもたない交通弱者の有権者の投票機会を確保するために、今お届けした住民の声をもとに移動期日前投票所など、巡回バスなど、することがひいては投票率を上げることにもつながるのではないのでしょうか。是非実現をしていただきたい、このように選挙委員会に伝えてください。よろしく申し上げます。

これで、今回の私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、こんにちは。2番目の登壇であります。

私は、今定例会におきましては、2つの問題について質問をいたします。

1つ、本年7月の参議院選挙から18歳以上に選挙権が与えられ、その結果と今後の対応策について、2つに、本町の小中学校の部活動と社会体育の在り方についてで、それぞれに質問をいたします。

まず、第1の参議院選の結果、18歳、19歳における投票率はどうだったのかであります。私は、昨年9月議会において、選挙権年齢が引き下げられるに当たり、その対応策について質問をいたしました。総務課長の答弁は、国・県からの啓発マニュアル等が指示されていない。また、高校生も含まれているので、県教育委員会の通達もなく、現時点では検討していないと答弁されておりました。告示までの期間に、特に高校生を対象にした啓発活動はなされたのかであります。教育長の答弁も同様でありましたので、教育委員会に対し、選挙管理委員会としてどういう指導をされたのかお聞きしたいのであります。

次に、7月に行われた参議院選挙の投票率の結果、その投票率をどう感じられておられるのか、今後、投票率アップのためにどのような具体策を講じるべきと考えておられるのか質問をいたします。

第2の質問が、本町の小中学校の部活動と社会体育の在り方についてであります。先の3月議会一般質問で、小学校の運動部活動移行について質問をいたしました。熊日新聞の報道記事も参考に触れながら、本町の運動部活動の状況等、答弁をいただきました。今年6月30日付けで、芦北町教育大綱が送付されてきました。平成27年3月に芦北町総合計画（第2次）を基本として、1年がかりでこの大綱を策定されたこととなります。芦北町教育大綱の基本施策の2にスポーツレクリエーション活動の推進があります。具体的に部活動と社会体育をどう両立させていかれるのか実施計画も踏まえ説明されたいのであります。この大綱策の背景と趣旨は統一のもと、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じた芦北町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として大綱を定めたとあり、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、法律に定める町長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で策定されたものと理解しており、魂を込めた大綱であるものと思いますので、責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。山元総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山元信作君） 質問1の本年7月の参議院議員選挙から18歳以上に選挙権が与えられた、その結果と今後の対応についてにお答えいたします。投票率につきましては、18歳が47.48%、19歳が33.08%、合計で40.44%です。今後、投票率アップのための具体策につきましては、昨年度と本年度2回実施しております芦北高校での出前講座と模擬投票を、学校と連携を図りながら継続していきたいと考えております。この出前講座については、熊本日日新聞で報道され、広報「あしきた」でも広報しております。また、広報「あしきた」では、18歳選挙権年齢引下げに関連して、若者の政治参加に関する特集も行っており、引き続き広報活動も積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 小中学校の部活動から社会体育への移行につきましては、県の基本方針に沿って準備を進めております。御質問に関しましては、教育長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 部活動と社会体育の両立に対する方針及び具体的な方法についての御質問でございますが、県の基本方針によりますと、平成30年度をもって

小中学校における部活動は社会体育へと移行することとなっております。中学校の部活動につきましても、校内委員会を設置して、総合型地域スポーツクラブ等々と連携し、地域の指導者の発掘や情報共有を進めるという方針が示されているところでございます。本町におきましても、本年度は移行に向けて保護者の意向調査、指導者の調査、実施場所、そして経費等についての調査を実施したいと考えております。まずは、保護者の社会体育への移行についての理解が重要となってくると思いますので、今年度中に意向調査を実施し、分析を行いたいと考えております。

また、保護者、教育委員会、学校担当者、指導者等、関係者で移行委員会を立ち上げるとともに、県と情報共有を図りながら進めてまいります。小学校では、校内委員会を設置し、社会体育移行への方針等、児童、保護者へ説明してまいります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問から順を追っていきますが、芦北町の投票率においてはですね、詳細を選管にお尋ねして、数字を表していただいています。これは御存じのとおりかというふうに思いますが、実は県の選管のほうに、県内の投票率はいかかだったかという、先週からずっとしているんですけども、今週の初め、結果は分かるでしょうということでしたが、今朝ここに来ましてから電話を入れたんですけども、あと1、2件ですね、集計がなされていない、震災もあったものですから、そういうので出されていないということで、今までのことをトータルすれば40%以下になるだろうということでもございました。私は今回何を申すかという、もう町の選挙のほうもですね、町長選挙、議員の選挙もありますし、今度、教育要綱にもですね、書いてありますもんね。小中学校での新学習指導要綱が2020年から導入されていくんですけども、公共という新科目を作りですね、必須科目になるそうです、選挙に対するですね。御存じですか。選管のほうは御存じでしたか。そういうことになっておりますので、いわゆるもう18歳ということになれば、その小中学校のうちからですね、小学校高学年、中学生、それからやっぱりそういう意識付けをしていかんといかんということでもですね、2020年からはもうそういう必須科目を作ってやるということであろうというふうに思います。この前、私が言ったとき、まだ何も通達がないからやっていないとか言われたんですけども、その後にはされたわけですよ。どのくらいの具体的に科目でと言われたんですけども、どのくらいのスパンといいますか、でやられたんですかね、啓発活動。高校あたりですね、啓発活動とかはどういうことをされたのか知っておられるでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長兼選管書記長。

○総務課長兼選管書記長（山元信作君） 総務省と文部科学省が共同して、高校生向けの教材を作成いたしております。ここに持ってきておりますが、こういうのが出まして、全国全ての高校生に配布してあります。併せて教材活用のための指導資料も作成され、選挙管理委員会にも配布がっております。芦北高校への出前講座では、この副教材を参考にしながら啓発を行ったところでございます。

芦北高校におきましては、平成28年2月の10日に高校3年生を対象にいたしておりまして、68名にこの出前講座を行っております。内容といたしましては、選挙啓発の講義、それから模擬投票の候補者演説も聴いていただいて模擬投票を行う。それぞれ35分ずつ授業の中でやらせていただいております。

また、28年6月の2日には、またこれは芦北高校3年生でございます。このときは49名、それから芦北支援学校からも3年生3名が出席しております、このときも選挙啓発の講義を30分、それから模擬投票、候補者の演説会もしまして、模擬投票を40分というふうにいたしております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう啓発は一応されておるんですけども、18歳で47.48%という比率をどう感じておられますでしょうか。町長、どう感じられておられますか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 最初の結果でありますので、もう少し推移を見ないとコメントは難しいと思っておりますが、もう少し上がってほしいなというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 高校生からですね、18歳から成人という形を与党で提出する等が聞かれておりますけれども、そういう中でまだまだ素直、純情である彼女、彼たちにですね、もっと投票率が上がるのが本当かなと思ったんですけども、少ないのはなぜかなと私、不思議に思ったものですから、どこでもそういうことをやっていますね。やっぱり今度は投票した先輩がおられるわけですので、その方が後輩に出前講座の経験を話したりとか、周知するというのも福岡あたりもやっておりますし、これは芦北高校だけじゃなくして、選管自体がやっぱりもっとスクラムを市町村の選管にやっぱり通達して、特に公立高校、私学も含めた中でやっつかないといけないかなと。専門学校、社会人もその割合はちょっと定かじゃありませんけれども、専門学校、大学生が多いわけですので、その点はもうちょっとどうにかならないかなというふうには私は感じておりますが、先ほど坂本議員が何か投票所のことを聞かれたんですけども、私はやっぱり限定して高校にはですね、長い

期間は、経費もかかりますし、いろんな制約もありますので、高校には是非3日間ぐらいの期間ぐらいで投票箱を設置するか、そういうのも選管がやっぱり誘導、指導していったほうがいいんじゃないかと思いますが、町としてはそういう県の選管あたりに対する考えとかは考えておられないんですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このことにつきましては、国も県もですね、都道府県も投票率を向上させようということで、今回の結果を踏まえて、いろいろと今後も試行錯誤していくものと思われますので、それを見守りながら対応していきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そのくらいで、私もいいかというふうに思いますけれども、やはり私いつも言う言葉があるんですけど、打つ手は無限という言葉がありますけれども、無限なんですね、打つ手は。これは駄目だとか、頭で考えれば、もうできないものであって、何かないものだろうかというふうに打つ手を考えれば、無限に広まるというふうなことでありますし、やっぱり真剣だと知恵が出るわけですので、その点をやっぱり全面的にですね、出してノーはない、ハイというだけだというような、気構えで今後やっていただきたいなど。もうすぐ町長選挙も来るわけありますので、是非やっぱりその義務としての権利をですね、与えることから出発をしていくべきかなというふうに考えておりますので、選管も苦勞ですけれども、県にもしっかり協議しながらですね、やっていただければというふうに思います。

次のほうに移りますが、3月に質問いたしました、ちょっと早いかなというふうに思ったんですけども、教育基本法が初めて作られたものですから、そういうことを踏まえて作られたかなと思っておりますけれども、今年の3月にできておりますので、だからちょっと無理だったかなと、6月に来たものですから、何らかの形かなと思ったんですけども、日付は28年の3月付けで作ったということですので、今答弁があったように、今から世論調査を踏まえながら、その計画をしていくということでもありますけれども、最終的にどういう形に大体なるんですかね。1年ぐらいかかるんですかね。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） スケジュールにつきましてはですね、平成30年度をもっと小学校の部活動はもうなくなります。31年度からは社会体育ということで活動していただくということになるかと思えます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 小学校が31年度から社会体育に全面移行ということであり
ます。ちょっと危惧すること、この前、3月には言いましたけれども、社会体育
といっても、芦北町が今、総合型スポーツがありますね、いわゆるトレジャークラ
ブという形がありますが、それは5種目しかないということで、そのほかのところ
を社会体育にすれば、やっぱりトレジャークラブを増やしていくのか、それとも民
間のクラブですよね、クラブをどのくらいにするのか、今からの検討ですけれど、
どういう考えで主体的にはおられるのかなと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 現在、社会体育クラブが14の団体がございまして、またト
レジャークラブは今おっしゃいました育成教室は、陸上、水泳、相撲、剣道、新体
操というようなところであります。そういうものをしっかり調整を図りながらの今
後の受入体制ということになろうかと思えます。失礼いたしました。社会体育は1
2団体になっております。それとトレジャークラブとの調和を図りながらというこ
ろになっていくかと思えます。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） 今に関連してお答えをいたします。

川尻議員おっしゃいましたけれども、現在、本町にはバレーボール、バドミント
ン、サッカー、野球などの単一の社会体育だとか、これが12団体ございます。そ
れから、陸上競技など5種目の育成教室をもつ総合型スポーツクラブのJKトレジ
ャークラブがございまして、これらのクラブが受皿として考えられるわけございま
すけれども、それぞれの団体の考え方、また指導者の確保、活動時間帯など、解決
しなければならない問題というのが多々あります。また、部活には社会体育にない
ものもありますので、移行委員会での検討・協議などを踏まえて、関係団体、スポ
ーツクラブであったり、学校であったり、保護者あるいは地域指導者、そういった
方々の協力もいただきながら、慎重にですね、進めていきたいというふうに考えて
おります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） スポーツを通じた教育という観点からと、やはり健全な心の、
強い心の育成とか、そういうことが基本になって、組織活動をするというような、
そういうことが一番重視されておると思えますので、やはり今非常にゲームとか、
そういうのが非常に多くてですね、健全と言われない肉体、体力等もあろうかと思
いますので、社会体育になると、果たしてそれが学校で把握できるのかなというこ
ともありますので、という懸念はありませんかね。今から積み上げていくというこ
とですけれども、今の現状ではですね、いかがなものですかね。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） 今、川尻議員おっしゃいましたけれども、現時点では部活動と社会体育では、基本的にこの部活動は学校の中で教育活動として行うべきスポーツであると。体力の向上、健康の増進、スポーツに親しむ、それから楽しむ態度を育てる場として、放課後の安全内場所の確保という面もございます。

一方で、社会体育は学校以外で行われるスポーツ、基本的にですけれどもですね。競技力向上を目指すものであり、更にこの自己の能力を高めたいとして、町内あるは町外のクラブに加入しておられる児童もおられます。児童もいるという状況でございます。そもそも目標としているところは、現時点では異なるものでございます。しかしながら、今まで部活に入っている子が社会体育に移行したら、内容も異なっていますので入れなくなると、そういったことも考えられますし、いろんな課題も生じてくるということでもありますので、そういう事柄につきまして、まずは調査を行ってですね、対象者、関係者の意見を聞いた上で、どういう対応が必要なのかということで、関係者を含めまして協議を重ねていく、まだ第一段階としてですね。そういうことを踏まえた上で具体的な支援策というのを今後検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 国の教育振興基本法とか、また県の夢チャレンジ、夢の輝きですか、チャレンジのことを参酌しながらとかあったんですけども、その中にスポーツの振興の中で熊本県におきましてはですね、2020年オリンピックに向けた選手の育成強化、中高生45人を指定して、今後強化合宿とかやられるというのはもう御存じのとおりなんですけれども、芦北もオリンピック金メダルのバドミントンもありますし、東京オリンピックから空手のほうも導入されるんですかね。そういう形の中であれば、相当力の入れようもあるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、こういう県のスポーツ振興を踏まえてですね、町としてもう早めに強化策とかすべきではないかなというふうに思うんですけども、町長のほうにすみません、総合会議で協議されて、この基本法は作られておりますので、町長からもちょっとそういう形で。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 次の総合協議会で議題として取り上げて検討していただくように。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり芦北町の小中学校の教育ではそう問題もなく推移していると思いますけれども、更にこのスポーツの振興によって健全なやっぱり精神を

つけて、そして優秀な選手、いわゆるオリンピック選手候補にもなれるようなことを推進していくということを基本にですね、今後やっていただかなければいけないと思いますけれども、30年までということでは小学校はありますけれども、統合問題も視野に入れながらですね、やっていかなければいけないと思いますが、中学校はもう一方、湯浦、佐敷、田浦だけですよね。もうそれは簡単にできないのかなど、小学校においてはやっぱりそういう今の統合とかの考え等は、今地域住民の方はどういう状況でしょうか、それを踏まえてですね。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 学校の適正規模というのは、教育委員会の指針としてしっかりしたもの、揺るぎないものをもっておりますので、それは根底にしっかり据えながら、今後、議員おっしゃいました適正規模をしっかりと見据えながら、今後の部活動のことも参酌しながら進めていきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆる教育行政の組織及び運営に関する法律も変わりました、教育長の任命権も町長にありますし、権限も教育長は総理するというような形になりますので、更に荷が重くなるわけですね、教育長という立場というのは。だから、そういう中でやっぱりリーダーシップをしていただかなければいけないというふうに思いますので、そのことも思いながらですね、この教育大綱はこれで良いのか悪いのか、これは通告していませんので、後であると思いますけれども、やはりまだまだその会議の中でですね、これは総合会議でされたのかなと思うんですけども、もうちょっと参酌と書いてありますので、国の教育基本法では、県の夢の架け橋というプランも考慮するべきじゃないかなと思いますので、見直すべきは見直してもいいのではないかなというふうに思います。

少々時間が余りますけれども、私はこれで質問を終わります。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今年の夏は例年になく暑く、大変な夏でありましたが、台風10号の通過によりまして幾分か涼しくなりました。心から残暑お見舞い申し上げます。また、台風10号により命を失われました方々に心より哀悼の意を申し上げます。

国は、平成25年6月14日閣議決定された教育振興計画で、教育の全体像として人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、知・徳・体の調和がとれた生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、公共の精神を貴び国家社会の形成に主体的に参画する国民、我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生き

る日本人の育成を目指すことを明確にしました。

世界に目を向けると、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人、物、金、情報や様々な文化、価値観が国境を越えて流動化するなど変化が激しく、先行きが不透明な社会に移行しております。

2060年には我が国の人口は、2010年比、約3割減の約9,000万人まで減少し、そのうち約4割が65歳以上の高齢者になることが予想されております。このような急激な少子高齢化の進展により、生産年齢、人口の減少、我が国経済の規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが懸念され、そしてこれらにかかる負担を誰に対してどのように求め、いかに持続可能で活力ある社会を構築するかという危機が目前にあるなどの課題に直面しております。

そして、教育こそが人々の多様な個性、能力を開花させ、人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤であると考えられます。特に今後とも進展が予想される少子高齢化を踏まえ、一人ひとりが生涯にわたって学びを続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に活かしていくことが必要であり、これこそが我が国が直面する危機を回避されるものであります。

そのような中であって、本町教育委員会は平成28年6月30日付けで芦北町教育大綱を策定し、その成果品を各議員に通知されました。この大綱は、法の改正により行われたもので、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めております。平成28年度を始期としまして、4年に1回の策定となっており、この大綱の策定に関しては、地方公共団体の長は、策定に当たり、総合教育会議を設け、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずることとなっております。作成に当たっては、国の教育基本計画を参酌し、また県の夢の架け橋教育プランを踏まえ、作成することになっております。この教育大綱は、今後の本町の教育の方向付けとして大変重要であります。

芦北町教育大綱について質問します。この大綱の中で命を守る、大切にすることについて示されていない。命の大切さについて、現在どのような姿勢に立って教育を行っているのか。2点目は、命を守ること、大切にすることは、教育の基本とするところであり、指導の最も重要なことであると思うが、今後明記する考えはないか。

以上、2点について質問します。明快な御答弁をお願いします。答弁者につきましては、教育委員長並びに教育長にお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 御質問に関しましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） ①の命の大切さについて、どのような視点に立って教育を行っているのかという御質問については、命の教育で大事なことは、心の教育であると思います。また、命の教育、すなわち心の教育は、学校現場だけでできるものではありません。家庭、学校、地域が一体となって取り組むべきと考えております。

②命を守ること、大切にすることを明記する考えはないかという御質問につきましては、今回策定しました教育大綱の中では、心の教育の推進の中で命を守ること、大切にすることについて、指導充実を図ってまいりますので、特段明記には及ばないと考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 命のこと、あるいは今後このことについてどのような考えを持っているかというようなことについて御答弁をいただきました。

命というのは、人間の中で一番大切なものであると私は考えております。町民の命を守ることについても、行政の根幹の一つとしてあげておられるのは、皆さんも御承知のことと考えるわけでございます。国におきましては、先ほどから川尻議員の話の中にもありましたように、教育振興計画、基本計画によって、先ほど私も申し上げましたように、その法が制定されたわけでございます。ここに私、国の教育振興計画を持ってきております。これは閣議決定を受けたものでございまして、この振興計画と今回策定された町の教育大綱、これは同等な扱いということで、まず解釈していいか、それを教育長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 本町の教育基本方針につきましても、教育大綱につきましても、町の総合計画を軸に、そしてもちろんその上位法であります国・県からの上位法を基に、この本町の教育大綱を定めたところであります。そのように理解をいたしております。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 町もこの大綱についてですね、質問のとおり、一言一句、命というようなことについて触れていないわけでございます。私、教育委員会からこの通知を受けまして、一通り目を通したわけですが、一番に感じたことはそのことでもございました。国・県はこの問題について、どう対応しておるかというようなことについていろいろと調査したわけでございますが、まず県は教育振興基本計画の中で、先ほど川尻議員もこの問題には触れましたけれども、夢の架け橋教育プラン、この中でこれが表紙でございまして、2番目の基本理念の中で、その目立つ姿として、2番目に何よりも命を大切にすることをもち、知・徳・体の調和がとれた子どもとい

うことをはっきり明確に打ち出しております。当然、国におきましても、生命や自然を大切にするというような表現で基本施策の中で謳っておるわけでございます。

そこでお聞きしますが、この大綱は国の基本計画を参酌してという言葉がございます。参酌ということは、比べ合わせて良いほうをとるというようなことでございます。国の中身を見てみますと、約78ページの中に90項目が掲げられているわけでございます。県においても同然の量でありますけれども、芦北町においては30近くではなかろうかと思っております。国のこの振興計画を参酌して、この要綱を定めたというようなことであれば、こういった欠落の問題も出なかったんじゃないかというのが私の今日の質問の趣旨であります。このことについて、教育長、どう考えられますか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 議員おっしゃいます欠落ということでは捉えておりません。

本町におきましては、芦北町教育立町の理念の中に具体的な施策の中で知・徳・体を基本理念とした教育目標を掲げて、その具現策を実施しております。徳の分野で豊かな心を育む教育の推進、その1番目に命の大切さや社会の一員としての自覚を身に付けるため、人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、豊かな心を育む教育を推進するという具体的な施策まで盛り込んでおるところであります。よって、その欠落ということでは考えておりません。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 一応、教育の理念を今掲げて説明を受けましたけれども、失礼な言い方かも知れませんが、その資料は手持ち資料にしかないわけです。この大綱の中に入れて初めて、それが世の中に示される、そういう形で実行するんじゃないかろうかと、私は思うわけです。こういう形で考えています、作っていますと言っても、そのことはちょっとおかしいんじゃないかろうかと思っておりますけれども、そこらあたりはどう考えますか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 具体的な本町のこの芦北町教育立町の理念、その具現策であります。決して手持ち資料ではありません。豊かな心を育む教育の推進、いわゆる心の教育の分野におきましては、芦北町ならではの心の教育推進を図っておると、私は自負いたしております。と申し上げますのも、星野富弘美術館等におきまして、心の教育の醸成を図っております。富弘美術館に来られた来館者のこの中に御紹介申し上げます。中学3年生の来館者の感動した気持ちであります。私は星野さんの作品をみて、大切なものは命だと思いましたという感動があります。また、北九州の一般来館者の方でございますが、今あることに感謝して一日一日を大切にしてい

こうだと思いますという感動の気持ちが記されております。また、中学生のある方でございますが、私も今入院し、外泊でこの富弘美術館に来ました。私も病氣と闘っており、生きる勇気をもらいました。病氣絶対治しますという、こういう来館者の感動のですね、命に対する思いが詩画を通じて発信されております。まさに富弘美術館の感動は心の教育にしっかりつながっている、そういうものを本町は心の教育の中でしっかり示し、またそしてそれを成果として表しているものと確信をいたしております。以上です。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今御答弁がありましたように、町の教育委員会が素晴らしい事業を展開しているというようなことは、私も認めております。昨日、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告が出されました。このような事業内容をですね、この大綱の中に基本施策として打ち込めば、何も問題はないんですよ。基本理念、基本目標、基本施策、この3つの中で欠けているのはこの部分です、3番目の。国あたりも90項目にわたってそのことを示しております。私は昨日、これを見まして、報告を受けまして、なるほどというようなことで感じたわけでございますが、このほとんど国のやつにマッチして、あるいは国にないような事業もあるわけでございます。非常に素晴らしい内容であるわけでございます。しかし、残念なのが、この教育大綱に一府たりとも載っていないと、まあ若干はありますけれども、そういう具体策が示されていない大綱、問題があるのではなからうかと私は思っているわけでございます。国・県、ああいう大きな組織にあっても、そういう基本施策について具体的に行う、謳って示してあるわけでございます。一つだけ御紹介をしておきたいと思っております。基本施策に豊かな心の育成、教育長が先ほど申し上げておられました。この中に命の問題も入っております。口で表現しても、あるいは自分たちの資料の中にそれを持っていてもですね、世の中にはなかなか伝わりにくいだろうと思っておるわけでございます。これをちょっと簡単に述べてみたいと思っております。豊かな心の育成の中で基本的な考え方、まず全て事業の基本的な考え方が出てくるわけでございます。成果、評価の場合も、目視すべき姿というようなことを謳ってありますね。これで十分なんですよ。それから、具体的な事業内容、それで十分なんですよ。ここまではやつを全部入れ込めば、ああどういう事業をどういう形で展開するんだなということが見えてくるわけですけども、全くこの姿が見えないのが、私はこの大綱ではなからうかと考えております。

基本的な考え方の中で、さっき教育長も申し上げられましたように、自他の生命を尊重ですね、それから子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性・公共の精神、主体的に判断して適正に行動

する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進する。この道徳教育については、論語の素読によっても二重も三重もやっておるというようなことで、大変素晴らしいことだろうと、私は思っておるわけでございます。その他いろいろ書いてございますけれども、これが結局次の主な取組の中に基本的な考えを踏まえて、例えば道徳教育の推進、人権教育の推進、もう全てこの中に、昨日の報告の中に載っているわけです。そういうものを結局したためていけば、素晴らしいものになると私は思っておるわけでございます。大体私の質問の主旨は御理解いただけたかと思えますけれども、この大綱については4年に1度、結局また変えていくというようなことになっておるわけでございますけれども、一つ議会の中でこういう質問があったということも、一つ頭の隅においていただきまして、4年後は素晴らしい計画になるように、4年と言わず、できればですね、もとは協議会の中の会長は町長でございますので、必要があるということであればですね、即座に変更、これは時間はかからないですよ。ちゃんとこの評価の中で全て出ておりますので、そして足りないものを挿入すればいいわけですので、一つそういう頭の中に感覚をもって、今後進めていただければ幸いかと思っておるところでございます。

終わりになりますが、今まさに混迷の時代を迎え、将来の我が郷土や国を豊かで明るくするため、お互いが危機感を共有し、多くの課題に取り組み、問題を解決することが重要であるかと考えます。町長がいつも申し上げておりますように、「すべては次代を担う子どもたちのために」を申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君の質問が終わりました。

ちょうど正午であります。御配慮ありがとうございます。

それでは、午後は1時から再開することにして、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、平松君。

○11番（平松洋一君） こんにちは。一般質問を行います。

午後の時間になりまして、睡魔が襲うかもしれませんが、しばらくの間、お付き合いいただきたいと思います。

思い返せば、本年4月14日、午後9時26分に突然起こった大地震、そして更

に追い打ちを掛けるように起きた16日、午前1時25分の最大震度7の大地震、後になって14日がマグニチュード6.5、16日がマグニチュード7.3であったことが報道されました。地震前までは、熊本は大変住みやすいところ、大地震は来ない、私たちはそう信じておりました。誰も予想しなかったこの熊本地震は、まさか熊本がという思いでした。初めて耳にした気象庁から発表の前震や本震という言葉、そして地震のすさまじさ、またその後明らかになってきた建物の崩壊など、被害の大きさに目を疑うものでした。その後も余震が続き、9月5日、昨日現在では2,067回の地震回数で、震度5以上が20回、震度4以上は実に116回も起きております。これはこれまで平均すると、毎日18回の地震が起きていることになり、恐るべき数字です。被災状況については、死亡は震災関連死など、昨日も今朝の新聞に載っておりましたが、益城町あるいは熊本市等々、11名が追加認定され、92人となり、負傷者は2,355人に上ります。また、建物では、住宅16万6,941棟が被害に遭い、実に甚大な被害となり、今なお多くの避難者もおられる状況にあります。改めて、この熊本地震により犠牲となられました皆さまにお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆さま、あるいは今なお避難生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げます。

さて、熊本地震を教訓に、政府の地震調査研究推進本部では、8月19日、全国の活断層の長期評価について、これまでの地震発生の危険度を各地で示すこれまでの方法から、S・A・Z・Xの4段階に見直されました。それによると、芦北町に関係する日奈久断層が全国で最も危険度が高いSランクになっており、八代海区間、マグニチュード7.3、日奈久区間、マグニチュード7.5の大地震が起こる可能性が30年以内に3%以上となっています。大変高い確率であります。一方、熊本地震では耐震性が亜十分な住宅の多くが倒壊したため、国土交通省は8月22日、住宅の耐震改修に対する補助金を30万円上乘せする方針を固めました。

ところで、芦北町の本年2月の耐震改修促進計画によると、耐震性が不十分な住宅が50%を超えるとあり、住民の生命や財産を守るために、一般住宅への耐震工事補助などが急がれるところであります。

そこで、お尋ねいたします。まず第1に、本町の一般住宅の耐震化の現状はどうなっているのか。また、耐震改修の窓口があったが、どのような状況だったか。第2に、本年6月の川尻議員の一般質問に対する答弁で、住宅耐震改修補助制度の導入について研究したいと町長の答えがありましたが、現在どうなっているか。第3に、早急に木造住宅への耐震診断を行うべきと思うがどうか。第4に、耐震対策工事のほか、シェルター設置などが最も効果的と思うが、補助等の考えはないか。以上、町長にお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員の質問にお答えします。

住宅耐震補助制度の導入につきましては、御発言のとおり、本年6月定例会で研究していきたいと答弁したところであります。既に担当課に情報収集等を行い、研究するよう指示しており、平成29年度からの導入に向け、作業を進めております。

なお、①から④の質問については、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 御質問①の耐震化の現状につきましては、本町では平成20年1月に芦北町耐震改修促進計画を策定しており、耐震化されている住宅の耐震化率は、当時33.0%でありました。現在は、推計で37.5%となっています。相談窓口への耐震改修についての相談はあっておりません。

御質問②につきましては、現在、先進地の状況を調査するとともに、補助制度の内容等について作業を進めているところです。

御質問③の耐震診断につきましては、建物の所有者が行うべきものでありますので、耐震診断補助制度の導入に向け、作業を進めているところです。

御質問④のシェルター設置の補助につきましては、国の補助制度にも含まれており、現在、作業を進めております本町の住宅耐震改修補助制度の中にも含めたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 地震はないのが一番いいわけですけど、今朝の熊日新聞でもまだまだ地震関係の記事がそこそこ載っております。これは氷川町だったですかね、一部損でも補助を出しましょうという記事が載っておりました。私の今日の質問はですね、今お答えいただきましたが、今までのことをちょっと検証しながら、今後、住民の方々の財産や命をいかに守っていくか、この地震の災害が起きたときはなかなか、これを防ぐということはもう不可能だと思います。守るということについてはですね、精一杯対策を立てていくということが大事でございますので、そういう視点からそれぞれ質問をしていきたいと思っております。

第1番目のですね、耐震の改修計画ということでございますが、先ほど、今総務課長は33%が37.5%になったということなんですけど、実は町で作成をされております耐震改修促進計画がございます。この中をずっと見ていきますと、非常に中身や文章はいいんですけど、実際、平成27年度の数字が載っておりますね。27年度の時点で総数8,476戸のうちに、耐震化されている住宅が4,220戸、されていない住宅が4,256戸、50%超えている。町長が先ほど29年度から

もう指示したということですから、是非期待をしたいと思えますけれども、施策促進によってですね、施策効果によって3,408戸を改修したいと。この施策強化というのは何だったのかなと思えますが、恐らくされていないと。実際、県のいろんな資料を調べさせてもらっても、芦北町の補助制度は全く今はありませんので、今から創設をされるということになっていきますが、これはどのような調査から出されたんでしょうか。この27年度と28年度末のですね、促進強化で40.2%を施策をして、改修するという計画になっていますね。耐震性が不十分な住宅が4,256戸ありますね。この数字はどこから、その根拠をちょっとお願いしたい。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） この計画は、昭和56年以前の基準で建てられた住宅というのは耐震化が図られておりません。その戸数に係数を掛けて求めたところで算出したものでございます。これを同じような計算に基づいてやったのが、先ほど申し上げました耐震改修の率になりまして、これが37.5、現在の住宅であるというところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） だと、私もそう思っておりましたが、多分、机上のですね、国の計画がこうなさいということなもので、もう実態を把握するのは時間的な余裕もないということで、56年以前と以降に分けて按分にして数字を出しておられるというふうに思いますが、机上論は机上論ですから、実態とはそぐわない可能性も当然ありますよね。ただ、問題はそこに上げておられる施策効果がこれまで、じゃあ何も、計画はありますけど、されてこなかったということなんでしょうかね。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 国の補助制度はございますが、町の要綱は整備されていなかったために図られていなかったということでございます。ですから、29年度からこれに向けて作業を進めているところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 一応住宅の耐震化の目標ということで、それぞれ計画はありましたが、実際はこれは全く作動していないというのが実態のようでございます。達成されていない理由というのは、これは今御説明のとおりだと思いますが、なぜ今まで1つも進んでいなかったんでしょうかね。その施策促進をやりますと書いてありますね。いろいろ施策も書いてある。それは全くされていなかった理由は何でしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほどもありましたとおり、熊本県は地震が少ないという
ことで、そちらへの力がちょっと少なかったところがあるかと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう過去のものはあまり言いたくはありませんけれども、恐
らくこういう計画は作ったけれども、実態はなかったと、今回の地震で非常に見直
さなければいけないという部分があったと思いますが、ただ啓蒙をですよね。相談
の窓口があったんですけれども、0件だったということは、その相談窓口の啓蒙は
どのようにされておったのか。それから、耐震化の啓蒙活動というのは何かされま
したですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほど申しましたとおり、要綱は整備しておりませんでし
たので、そういう耐震の補助制度もありませんので、別段その相談は受けておりま
せん。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 本町は幸いにしてといいますか、地震の被害がなかったとい
うことですね、言葉はちょっと悪いですけど、あわれたところは恐らく大変な目
にあっているなというふうに思います。私も5月11日から6月28日まで、地震
の被害調査に、熊本周辺全部歩いてきました。それで、芦北町の熊本県に対する被
害状況は昨日補正がございましたが、1,530万円、これは行政が耐震の調査で
ですね、罹災証明書を出されますけれども、4段階なんですよ。芦北町の昨日の
は、半損だと思いますね。一部損、半壊、大半壊、それから全壊ありますけれども、
半壊の場合はですね、被害程度というのが20%から40%なんですよ。昨日のは
恐らく40%の中に入っていると思います。一部損は3%から20%までが一部損、
これは22件ぐらい芦北町はあったと思いますが、そういう認識でよろしいでしょ
うか。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 芦北町におきましては、半壊が4件、それと一部損壊につ
きましては、現在のところですね、まだその申請が、つい最近申請をいたしました。
数がですね、まだ確定していないところもございます。20件ほどは出ております。
以上であります。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 実態を今お聞きしたわけですけど、芦北町は非常に少のうご
ざいまして、私は実際熊本に行きまして、保険会社関係だったものですから、どう
いう状況かというところですね、3つしかないんですよ。行政は4つあります。50%

以上が全壊です。20から50がですね、半壊なんですよ。3%から20%が一部損なんです。3%以下がゼロなんですね。ですから、行政でいうのは、行政で赤紙とか黄色紙とか青紙をされるのは、これは行政サービスの段階ですから、例えばその瓦が落ちてくるから危ないですよと、歩道に貼るとかですね、されとるみたいですが、若干違います。ただ、今課長からお答えいただきましたけれども、個人からの申し出でそういう状況でございますから、恐らく実態はまだまだ、ヒビが入っているとか、逆に役場には言っていないけれども、保険会社には手続きを行ったとかですね、そういう方々が結構おられるんじゃないかと。潜在的な被害はまだまだあるのかなというふうに思っております。それはそれで実態のことはもう一応置きますけれども、問題は今町長から現況を設置して、29年度からということで、具体的にもう期限を定められましたので、非常に評価をしたいと思います。ただ、どういうふうにしていくかというのが問題ですね。だから、もう既に県内でも相当、地震に関する対策をとられておりますが、全国でも相当とられております。何が必要なかということです。やっぱり耐震の調査をせにゃいかんですね。これは自己申告にしても何にしても、どのくらい危ないのか。机上論で8,476戸、50.2%が56年以前に建てられたという説明がございましたけれども、結構ですね、あるんですよ。そのうちのどのくらいが実際その対策を要するのか、全部せなんとか、あるいはそのうちの何割かが問題なんですけれども、この3番の問題で御質問を今しますけれども、課長の答弁では制度導入に向けて検討をしたいということですね。今、検討されている状況で結構ですので。耐震調査というのは、誰がするのか、実際現場でですね。恐らく建築士の方だと思うとですよ。ただ、芦北・水俣地域、あるいは熊本県下、結構、建築士はおられますけれども、毎年そういう熊本県では耐震に対する研修会、講習会を開いておられますけれども、芦北町は残念ながらゼロなんですね、建築士の方が。だから、そういうことをするのであれば、耐震の調査というのは恐らく県のそういう建築士会か何かと提携をしながらお願いするという形を取らざるを得ないのかなと思いますが、それを含めてですね、改めて今質問したところなんですけど、今、実態としては芦北町は建築士は結構おられますけれども、それを持った地元の人をですね、雇用をどうかなと思ったんですが。いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、あくまでもこれは個人の住宅でございますので、申請に基づきまして補助制度を今から作っていくというものでございますので、町がこの耐震診断を行うものではございません。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） それは理解をしておりますが、あくまで個人の方はどこにどぎゃんしてすればよいかかわからんというのが大部分だと思いますね。だから、町のほうとしてはそういう体制を取ってやるということなんです。だから、町としてはいかに啓蒙をですね、まちだよりでも、あるいは広報でも、あるいは別途そういう一枚紙でもいいんじゃないですかね。そういう特別な資料を作って配るとか、こういう場合はここに相談してくださいという窓口を最初は作っていく。そうすれば、それによって住民は問い合わせがあるかも知れませんが、今までのあれでは、窓口はありましたけれども、0件ですよ、相談が。そういう啓蒙が必要だと思うんですけど、耐震診断は今から進めていきますということなんです、この辺を含めてどうなんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

当然ですね、その耐震診断改修補助の制度ができましたら、普及活動、それからそういう広報もやっていきたいと思います。それから、要綱もちゃんと整備して、こういう補助率ですよと分かるようにですね、チラシ等も考えてみたいと思います。また、まちだよりや広報紙等も検討してみたいと思います。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 是非お願いをしたいと思います。

いずれにしてもですね、そのことがスタートですよ。スタートして、県内では結構その補助を出しているところがありますので、耐震診断をして、せにゃいかんとなると、そこに設計をどのくらいかかるんだらうかということをして、最終的にはそれは改修をすべきか、あるいはまた何かほかの方法があるのか考えにゃいかんと思いますが、まず今、耐震診断については、あくまで個人がすることだけでも、制度については考えたいということでしたが、この耐震でですね、実際、耐震診断した中で結構お金がかかりますが、聞くところによると10万円前後かなと、金額はあれなんですけど、かかるかなと思います。低いところは7、8万円とか、高いところは13万円とか、場合によっては一般診断もですね、いく通りかあるみたいですね。一般診断と精密診断と、結局、綿密に調べなければいけない場合がありますが、一般診断で大体おおよその見当はつかれますので、それに対する、その金額に対する助成とかはない、町長、どうですか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 耐震診断につきましてはですね、町の補助は3分の1程度を、これは国が示しておる率ですけど、自治体は3分の1補助となっております。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございます。是非耐震の診断の取り組みをお願いしたいと思います。

それで、時間があと10分ありますのでですね、耐震対策なんですけど、新聞で耐震補助30万円上乗せということで出ていましたですね。これは補助事業絡みで面倒じゃないかなという推測をしますけど、現行制度で標準的な23%の補助金、23万円に30万円を超え、半額以上の53万円が公費負担ということで、30万円上乗せになったときはこうなりますよという記事があったんですけど、これに芦北町は該当はどのくらいされますか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えする前に、先ほどの発言で訂正方をお願いします。耐震診断につきましては、国が3分の1、町が3分の1、所有者が3分の1になります。訂正をお願いいたします。

それから、30万円の上乗せですけれども、これは耐震改修事業にかかる補助事業には2種類ございまして、基幹事業というのがですね、今その30万円の上乗せの事業です。これは29年度のみの特時的な措置でございまして、県が推奨しておりますのが効果促進事業といひまして、これは地方自治体が4分の1、国が4分の1、残りを全体の半額を自己負担、こちらが個人に対しては自己負担が少ないから推奨しているところでございます。芦北町もこの方法で今検討しているところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 是非検討をお願いしたいと思います。該当する場所、何か多分地域が限られてくるとかあるんじゃないかと思います。その補助事業絡みでですね、社会資本整備事業とかそういう絡みがあるんじゃないかと思いますが、それは大丈夫ですか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） その地域というのは聞いておりません。ないものと思っております。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） いずれにしてもですね、補助金がもらえるものは、職員の方は大変だと思いますが、是非努力をお願いしたいと思います。

最後にですね、4番目の耐震対策工事についてお尋ねをいたします。今の関係ですが、もう一つ、シェルターですね。耐震の工事は今30万円の上乗せの問題がありましたが、このシェルターというのが阪神淡路大震災等でも8割、9割の方が圧迫死という、火災もありましたが、大部分が動けなくて圧迫の状態ですね、家屋

の倒壊だとか、あるいは家財の倒壊とか、そういう中で圧迫して挟まれて亡くなったという方が結構多くおられるようでございます。ですから、それを見直して、今シェルターというのが結構ございますが、このシェルターに対する考えはございませんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 1回目の答弁で申し上げましたけれども、このシェルターの設置の補助につきましてもですね、この制度の中で含めたところで考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 実は、芦北町は山林が多うございます。ほとんどが間伐あるいはもう伐期に来ている山もございます。都会ではですね、既存のシェルターが買わざるを得ないと思いますが、芦北の場合はですね、町の建築士さんとか、設計も含めてですね、製材所だとか、大工さんとかですね、そういう諸々をあれされれば、結構安い、まあいろんな案があると思います。中にはですね、ヒノキ材で杉はだめです割れますから、折れますから、ヒノキだったら大丈夫、そういうのでどのくらいで上がると。結構私は低廉な価格でですね、いけるんじゃないかなと思います。そうすると、そういうこともですね、キャッチフレーズに、芦北町のそのシェルター、八代や熊本や宇土にでもできる状況にですね、持っていける部分もございます。それはそういう意味でですね、もう実際大手の工務店さんは結構出しておられますね。そういうお考えはないでしょうかね。その研究の中でどんどん出して、発想が広がるとは思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） シェルターの構造自体もですね、含めまして、いろいろ検討したいと思います。この補助制度にそういう間伐材を利用したシェルターが適合することも含めて検討したいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 具体的には、また今から詰めていただきたいと思います、先ほど町長の答弁でも、29年度にですね、実施をするという言葉いただきましたが、その中でまたいろいろなアイデアを出されて、町民のためになる補助制度なり、対策をされるものと思っております。

これは答弁は求めませんが、最後に地震大国日本、未曾有の東日本大震災、さらには中越地震、今回は熊本地震と、立て続けに大地震が発生しております。私も途中で聞いたんですが、出水もありますね。出水の活断層、それから人吉の活断層がでございます。人吉で震度4とか起きておりますので、結構やっぱり周辺は注意

しなきゃいけません。また、今後いつ起こるか分かりません。しかし、その地震に備えることはできます。そのいつ起きるか分からない、まさかの大地震の備えこそ、耐震診断、耐震改修あるいは耐震シェルターだと思います。芦北町の住民の皆さまの生命、財産を守るためにも、是非この対策には本腰を入れて早急に取り組んでいただきたい、このことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 平松君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後1時35分

平成28年第3回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年9月16日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第12まで）

- 第 1 認定第 1号 平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 9号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第52号 平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第11 議案第55号 芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第12 議案第56号 芦北町水産物直売施設条例の制定について
- 第13 発議第 1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書案について

第14 議員派遣の件

（一括議題＝日程第15から日程第18まで）

- 第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

(閉会)

2 出席議員 (16人)

1番 荒川知章君	2番 坂本登君
3番 宮内道則君	4番 寺本順一君
5番 古村逸男君	6番 白坂康浩君
7番 草野安道君	8番 前田徹一君
9番 元山秀志君	10番 宮尾秀行君
11番 平松洋一君	12番 川尻成美君
13番 藤井公明君	14番 岡部恵美子君
15番 水口宣之君	16番 寺本修一君

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育委員長 澁谷百錬君	教育長 竹浦裕道君
総務課長 山元信作君	企画財政課長 柳田豊彦君
税務課長 楠原清照君	住民生活課長 一丸喜八郎君
福祉課長 櫻井優一君	農林水産課長 藤井哲郎君
商工観光課長 園川民夫君	建設課長 下田研君
上下水道課長 坂道征一君	会計管理者兼 会計室長 井手口浩二君
田浦基幹支所 課長補佐 嶋崎雄二君	教育課長 長船正純君
生涯学習課長 宮下祐一君	農業委員会 事務局長 告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 岩間睦生君	次長(課長補佐) 佐竹貴幸君
--------------	----------------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）
 - (1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 菊陽町図書館ホール
 - (3) 期間 平成28年10月13日（木）
 - (4) 派遣議員 議員全員
- 2 総務常任委員会研修
 - (1) 目的 地方公共団体の事務に関する調査のため
 - (2) 派遣場所 石川県加賀市・大阪府八尾市
 - (3) 期間 平成28年10月25日（火）から27日（木）
 - (4) 派遣議員 総務常任委員会委員
- 3 建設経済常任委員会研修
 - (1) 目的 地方公共団体の事務に関する調査のため
 - (2) 派遣場所 宮城県東松島市・仙台市
 - (3) 期間 平成28年11月7日（月）から9日（水）
 - (4) 派遣議員 建設経済常任委員会委員
- 4 文教厚生常任委員会研修
 - (1) 目的 地方公共団体の事務に関する調査のため
 - (2) 派遣場所 島根県邑南町
 - (3) 期間 平成28年11月8日（火）から10日（木）
 - (4) 派遣議員 文教厚生常任委員会委員
- 5 熊本県町村議会議長会（広報研修会）
 - (1) 目的 議会広報の活性化に資するため
 - (2) 派遣場所 自治会館・天草郡苓北町
 - (3) 期間 平成28年11月14日（月）から15日（火）
 - (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員

平成28年9月16日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第 1 認定第 1号 平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 9号 平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第52号 平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第11 議案第55号 芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第12 議案第56号 芦北町水産物直売施設条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第1、認定第1号「平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第12、議案第56号「芦北町水産物直売施設条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日9月5日に、当委員会に付託されました認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月5日、7日及び8日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき、執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたか、それによってどのように行政効果が発揮できたかなど慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、平成27年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は106億9,320万6,328円で、予算に対して96.3%の決算となっており、前年度決算と比較すると3億5,789万1,849円の増となっております。

一方、歳出決算総額は101億5,839万8,651円で、前年度比4億3,732万3,658円の増となっております。

決算額が増となった主な要因として、歳入については、固定資産税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金等の増によるものです。歳出については、普通建設事業費、物件費、扶助費等の増によるものです。

財政指標については、経常収支比率が前年度比0.2ポイント減の89.4%となり、実質公債費比率は、起債償還金の減少等により0.1ポイント減の4.3%、将来負担比率は、将来負担額がマイナスとなり数値表記されず、総合的に判断すると健全財政が保たれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、企画財政課について申し上げます。

企画財政課では、地方創生の推進を図るため「芦北町人口ビジョン」及び「芦北町総合戦略」が策定されました。また、広域的な行政連携を推進するため八代市との定住自立圏形成協定が締結されました。

事業として人材育成、地域・民間団体の支援、国際化・国際交流の推進、公共交通機関の維持・確保、地域づくりの推進、行政改革の推進等に係る各種事業が実施されております。

主な事業として、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、子育て応援券交付事業が取り組まれ、子育て世代への生活支援と町内での消費喚起につながりました。また、合併10周年記念事業として「開運なんでも鑑定団 in 芦北」が開催され、テレビ放映等を通じて町のPRとなりました。

国際化・国際交流事業では、英国及びカンボジア派遣やハワイ島熊本同志会との

交流など、国際理解・国際協力の促進が図られ、カンボジアに「芦北ひまわり第5学校」が贈呈されました。

公共交通機関の維持・確保においては、地方バス運行対策事業、ふれあいツクールバス運行事業、高速交通対策事業等が行われ、生活路線を確保するため、事業者には補助金の交付が行われているほか、ふれあいツクールバス運行事業においては、新たに3路線の運行が開始され、利用者の利便性の向上と利用促進が図られました。

地域づくりの推進においては、移住・定住情報、ふるさと応援寄附金のポータルサイトが構築され、移住・定住の促進と情報提供活動の充実が図られました。

主な質疑として、婚活イベントの成果について質疑があり、平成27年度の参加者では結婚まで至った例はないが、平成26年度参加者の中で2組が成婚に至ったとの答弁がありました。委員から継続してほしい事業であるとの要望がありました。

次に、税務課について申し上げます。

税務課では、地籍調査管理業務、賦課業務、徴収業務のほか、申告業務等が行われております。

歳出については、全体で予算額1億8,045万1,000円に対し、決算額1億7,063万4,963円となり、執行率94.6%となりました。

地籍調査管理業務においては、地籍調査事業の結果の一部について加筆・修正業務が行われました。

賦課業務、徴収業務における町税の収納状況は、現年分調定額16億9,884万8,489円に対し、収入額16億8,372万1,858円で、収納率99.11%となっております。また、滞納繰越分は、調定額8,056万2,068円に対し、収入額1,572万2,144円で、収納率19.52%となっており、現年度分・滞納繰越分を合計した収納率は、平成26年度94.69%、平成27年度95.51%と年々向上しており、徴収努力の成果が見られました。

主な質疑として、旧田浦町地域の地籍調査の再調査見込みはあるかとの質疑に対し、全国的な地籍調査事業の進捗状況をみると非常に厳しいと思われるが、熊本県国土調査推進協議会に継続して加入し、情報収集を行い、採択に向けた取組を続けていくとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。

議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっております。議会費の決算額は1億2,876万9,783円で執行率97.4%、監査委員費の決算額は114万770円となり、執行率は85.8%でした。

主な質疑として、需用費と委託料において不用額が発生しているがなぜかとの質疑に対し、広報紙の印刷が予定していたページ数より少なかったためと、臨時会がなく会議録作成ページが少なかったためとの答弁がありました。

次に、田浦基幹支所について申し上げます。

田浦基幹支所では、出納・税務関係、住民異動・福祉・保険年金関係の各種届出の受付及び各種証明書の交付事務、環境衛生等の相談・連絡などの窓口業務及び庁舎・公用車の維持管理業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上が図られております。

主な質疑として、窓口の利用状況はどうかとの質疑に対し、平成27年度に取り扱った事務処理件数は、戸籍等が7,042件、会計事務が6,953件、その他5,104件の1万9,099件であったとの答弁がありました。また、光熱費に係る不用額が発生しているが、予算計上に当たっては実績を踏まえて適正な予算計上を行ってほしいとの意見がありました。

次に、総務課について申し上げます。

総務課では、消防・防災対策、交通安全対策、防犯対策、男女共同参画の推進、職員の人材育成、区長会運営、入札・契約業務、庁舎維持管理、財産管理、選挙事務及び町の情報発信に係る各種事業が行われております。

消防・防災対策事業では、防火水槽2基が新設されたほか、積載車1台が購入されました。また、防犯灯82基の設置補助や防犯カメラが御立岬温泉センター駐車場などに5基設置されました。

広報事業においては、広報あしきたが熊本県広報コンクールの写真の部で特選を受賞しました。また、移住・定住を促進するためPR動画が制作され、町内外に広く紹介されております。

庁舎維持管理事業においては、災害時の避難所となる2施設の耐震補強工事を行い、避難所としての機能強化が図られました。

財産管理事業においては、土地建物の有効な活用促進が行われており、新たに御立岬残土処理場の太陽光発電事業に対して土地貸付が行われております。

基金管理事業においては、定期預金等より利子の高い運用を図るため、額面5億円の国債を保有し、超低金利時代にもかかわらず、その分の利子として680万5,480円を得ており、適正かつ有利な運用が行われております。

主な質疑として、災害時の土のうの準備についてはどうなっているのかとの質疑があり、年度当初に各分団に呼びかけ、分団で作成し保管しているとの答弁がありました。

委員から、緊急時にはたくさんの土のうが必要になってくるので、すぐに対応で

きる体制をつくるべきとの意見があり、各分団に徹底したいとの答弁がありました。

消防費の需用費で不用額が発生した理由はとの質疑に対し、消防分団常備品購入に伴う執行残によるものとの答弁がありました。委員から分団長会議等で要望を把握してほしいとの意見がありました。

また、職員の自衛隊研修の成果はどうかとの質疑に対し、入庁2年目の職員を派遣しているが、精神的にも肉体的にも鍛錬され、途中でリタイアした職員はいないとの答弁がありました。

次に、会計室について申し上げます。

会計室においては、公金の収納・支出、資産の管理運用、決算書の作成、庁舎用物品の収納及び保管に係る事務等が行われております。資産の管理運用における町預金利子の決算額は120万4,980円であり、執行率は205.3%となりました。預金利子がかかなり多くなっているが、どのような運用を行っているのかとの質疑があり、定期預金による運用を行い、金融機関から金利の見積りを取り、より金利の高い金融機関への預金を行いながら、一つの金融機関に偏らないような運用を行っているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、当委員会に付託されました議案第55号、芦北町職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関する基準を条例で定めるもので、再就職者による依頼等の規制及び任命権者への届出等について規定するものであるとの担当課長の説明を受けました。説明の後は、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました、認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について外3つの特別会計の決算認定についてと、議案第52号、平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、現地調査も含め9月5日、8日及び9日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。

交通・情報通信ネットワークの整備では、社会資本整備総合交付金を活用した町道射場芦北線の改良をはじめ、道路改良4路線、道路局部改良4路線が施工されています。

道路維持管理事業では、ガードレール設置等6路線、道路維持修繕8路線、側溝整備11路線及び舗装工事16路線が実施されています。また、橋梁維持事業では、72橋の点検が行われています。なお、県道改良事業等についても負担金を支出し、地域道路網の整備に積極的に取り組まれています。

次に、安全・安心なまちづくりでは、白岩上地区水中ポンプ設置工事など4件、河川改修事業7河川、災害防除事業3路線、昨年7月の梅雨前線豪雨及び8月の台風15号による被害に対する公共土木災害復旧事業として道路4件、河川2件を施工されています。小災害復旧事業では、9件の復旧事業に対し補助金が支出されています。なお、本年1月に発生した豪雪に対しても、迅速な除雪作業が行われています。

また、県が事業主体となり実施した急傾斜地崩壊対策事業、港湾維持管理事業に対し負担金が支出されています。また、住民が実施する地区内排水路事業に対し補助金を支出するなど、住環境の整備が実施されています。

次に、住宅等の整備については、町営住宅入居者の快適な暮らしを保つため、一般修繕、定期的な改修、環境整備等の事業を行い、住環境の向上と安全性の確保が図られています。

主な質疑を申し上げますと、地区内排水路事業を施工しているが、対象戸数は何戸か、また県からの補助金はあったのかとの質疑に対し、町の単独事業であり、対象戸数は6戸との答弁がありました。

また、町営住宅の入退去状況及び滞納状況はどうなっているのかとの質疑に対し、退去数は14団地44戸、入居数は11団地32戸であり、滞納については、現年分に合わせて過年度分も徴収しており、過年度分については毎年減少してきているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。

一般会計の浄化槽設置費助成事業では、52基の浄化槽設置に対し補助金が支出されています。また、飲料水供給施設整備事業では、2つの水道組合に補助金が交付され、衛生的な飲料水の確保が図られています。

主な質疑を申し上げますと、飲料水供給施設事業の補助対象戸数は、それぞれ何戸かとの質疑に対し、上木場開拓水道組合が9戸、古里水道組合が7戸との答弁がありました。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

本会計では、水道事業との円滑な統合のため、料金及び会計システムの改修をはじめ、小田浦国道3号配水管推進工事、管の布設替や施設の点検整備等が実施されています。

主な質疑を申し上げますと、検針はどのように行っているのかとの質疑に対し、現在、芦北町社会福祉協議会に委託しているとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計では、適切な施設管理と農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が33件あり、水洗化率は80.0%、前年度比1.2ポイント向上しています。

主な質疑を申し上げますと、農業集落排水に接続する際、区域内で本管まで距離があり、接続費用が多額になる場合はどうするのかとの質疑に対し、施主及び町の負担が大きい場合は、状況に応じて合併浄化槽を設置してもらい、補助金を出して対応しているとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理が主体であり、適正な管理に努められ、点検回数を見直すなど、経費が削減されています。

主な質疑を申し上げますと、浄化槽使用料の収入未済額38万7,000円は現年分なのかとの質疑に対し、過年度分であるとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

収益的収支及び資本的収支の説明があり、主な事業として老朽化した水道管布設替や管路図の電子化などが行われています。

今年度の経常利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた全額を翌年度に繰り越すこととしてあり、繰越利益剰余金は4,561万7,221円となっています。

主な質疑を申し上げますと、平成27年度の有収率が77.2%であるが、上下水道課の目標は何%かとの質疑に対し、国の示す目標有収率85%を目指しているとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。

まず、新たな商品開発事業では、国の地方創生交付金を活用し、「岬の御塩」を使った「黒糖塩飴」の開発のほか、特産品開発のための器具整備等が実施されています。また、プレミアム商品券発行等の商工業振興事業補助、創業等店舗整備支援

事業補助 6 件、特産品開発支援事業補助 4 件、設備投資資金利子補給事業 3 件などが実施され、商工業の振興が図られています。

また、企業誘致対策事業では、御立岬残土処理場へのメガソーラー誘致に取り組んだほか、労政対策事業では、ハローワークの求人情報紙を役場に配置するとともに、町ホームページでも掲載され、求人情報の発信に努められています。

観光振興対策事業では、各種イベントを催しながら、観光うたせ船利用促進事業をはじめ、町観光協会補助金や各種イベント実行委員会補助などの観光振興支援・助成事業が実施されており、総入り込み客数も前年度比 1.6% 増となっています。

芦北海浜総合公園及び、御立岬公園・物産館管理運営事業では、施設の適正管理に努められ、季節ごとのキャンペーンを実施するなど、集客が図られています。

主な質疑を申し上げますと、新たな商品について、販売先と消費者の反応はどうかとの質疑に対し、芦北産黒糖と岬の御塩を使った黒糖塩飴を開発し、塩商品を取り扱っている店舗で販売しており、味も好評で販売も順調であるとの答弁がありました。

また、うたせ船の利用促進事業の内容はどうなっているのかとの質疑に対し、1 隻に対し半額の補助を行い、100 隻、987 人の利用があったとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、シャワー水栓の取り換えや配管洗浄など、利用者の入浴環境改善と利便性の向上に努められており、温泉施設の利用者数は、前年度比 3.9% 増の 2 万 6,528 人となっています。

主な質疑を申し上げますと、計石温泉の利用が低くなっているが、その理由はどの質疑に対し、利用者の高齢化等が原因と考えているとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管分について申し上げます。

農業委員会では、農地所有者に対して利用状況調査を行い、耕作放棄地に対して農地の利用意向調査を実施するなど、耕作放棄地の抑制が図られています。

また、農業経営基盤強化促進事業により、農地の所有権移転及び利用権設定などを行い、農地の保全と活用の推進が図られています。

主な質疑を申し上げますと、農地問題の仲介についてどのような相談があったかとの質疑に対し、隣接地の荒廃による鳥獣被害等の問題や、農地への植林の問題など相談があり、地元農業委員及び農林水産課と協議し、対応したとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。

まず、農業の振興では、新たな取組として、中山間地域における営農モデル構築、担い手確保、雇用創出などを目的とした、JAあしきた農業参入支援事業に対する助成をはじめ、昨年発生した台風15号等による被災作物、果樹及び畜産施設等の再建・修復に対し支援を行い、早期の経営再建が図られています。

その他、米の生産調整、経営所得安定対策交付金、選果機や光センサーの導入、芦北産素牛や繁殖牛購入費の助成、中山間地域等直接支払交付金事業、青年就農給付金、有害鳥獣被害防止等対策事業など、引き続き多岐に亘り事業が行われており、本町の基幹産業である農業の振興が図られています。

次に、林業の振興では、町有林維持管理事業のほか、間伐材生産経費の一部を助成し、優良な間伐材の流通促進と価格安定が図られています。また、林業及び木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設、新築13件、増築1件に対し補助金が交付されています。

間伐等促進事業では、健全な森林の育成を図るため、間伐作業に対し補助金が交付されています。

林道維持管理事業では、林道国見線外4路線の修繕等が実施されています。また、単町林道舗装事業では、赤尼田線外19路線の整備に補助を行い、コンクリート舗装が実施され、作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られています。

漁業の振興では、漁獲量の減少を改善するために、ヒラメ、ガザミ、マダイ、クルマエビの放流事業が継続して実施されています。

なお、芦北町漁協では、マガキの養殖試験や販売事業にも取り組まれています。その他、町内中学生による、うたせ船の体験学習が行われ、地域漁業への理解が深められています。

漁港整備事業では、田浦・海浦・牛の水漁港補修及び修繕工事など、漁港の安全と機能回復が図られています。また、新たな取組として、牛の水漁港に水産物加工施設が整備されています。

主な質疑を申し上げますと、青年就農給付金はどうなっているか、また平成27年度で新規の申請はなかったかとの質疑に対し、給付対象者は、個人4人、夫婦3組6人となっており、平成27年度の新規申請はなかったとの答弁がありました。

また、JA農業参入支援事業の内容はどうなっているかとの質疑に対し、JA自らが農業に参入し、中山間地域における新たな営農モデル構築、担い手確保、雇用創出等を目的とするもので、平成27年度はイチゴ高設栽培ハウスに取り組んだとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、平成27年度芦北町簡易水道事業特別会

計歳入歳出決算の認定について外3つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第52号、平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、合わせて決算は認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第56号、芦北町水産物直売施設条例の制定について申し上げます。

本年度予算において建設している芦北町水産物直売施設の完成に合わせ本条例を制定するものであり、設置目的をはじめ、施設使用料など内容について担当課長から詳しく説明がありました。

委員から、別表第3の中で、使用料金のその他はどのような場合に適用するのかとの質疑に対し、カキ小屋の設置及び販売に使用する時などに適用するとの答弁がありました。

以上、議案第56号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日9月5日に当委員会に付託されました認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定外3件の特別会計の決算の認定について、9月5日、7日及び9日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、生涯学習課では、芦北町教育立町の理念「温故創新」のもと、スポーツの振興、生涯学習の充実、文化の振興などに取り組み、郷土の未来を育む人づくりが図られております。

主な事業として、スポーツの振興では、体育協会や総合型地域スポーツクラブであるJKATレジャークラブなどの活動を支援するとともに、九州大会以上の競技会出場者への補助などにより、組織強化、競技力向上が図られております。

また、合併10周年記念事業として、青少年の健全育成を目的にロンドンオリン

ピック銀メダリストの藤井瑞希杯小学生バドミントン大会が開催されております。

生涯学習の充実では、町民講座等の開催で参加者の自己研さん、生きがいを推進されるとともに、放課後子ども教室事業などの展開で、地域住民の参画支援を受けながら、子どもたちの安全安心な居場所づくりと世代を超えた交流による健全育成が図られております。

文化の振興では、文化活動で九州大会以上の出場者に対し、さらなる活躍につなげるため参加費の補助などにより意欲の向上を図るとともに、観月会開催事業により伝統文化に直に触れる機会がつけられております。

佐敷城跡をはじめとする指定文化財については、適正に管理されており、6月の豪雨により被災した佐敷城跡についても国庫補助の災害復旧事業により復旧に向けて測量設計が行われています。

また、地域の歴史や文化財を身近に感じてもらうための町民歴史講座が5回開催され、延べ198人の参加がっております。

新たな事業としては、合併10周年を契機として、町民の歴史認識の共有と故郷に対する理解と愛着を深め、貴重な自然や歴史・文化遺産を後世に継承し、また新たな文化の創造につなげていくため、新しい町誌の編さんについて検討がなされ、基本方針が策定されております。

星野富弘美術館では、来館者に命の大切さ、やさしい心を感じてもらうため、企画展や詩画作品公募展が開催されております。

主な質疑として、社会教育センターや各体育施設において、光熱水費に不用額が生じているが、どのような理由によるものかとの質疑に対し、社会教育センターでは、電気を過剰に使用するとブザーで知らせる見張り機器を設置している。他の施設についてもグラウンドや体育館など、それぞれこまめな節電により電気料を抑制しているとの答弁がありました。

また、新芦北町誌編さんについて、今後の計画等はどうなっているかとの質疑に対し、平成27年度は検討委員会で基本方針を策定し、その後、詳細な検討を加えるため、28年度に準備委員会を設立し、先進地等の視察を踏まえ、具体的な検討を進める予定であるとの答弁がありました。

次に、住民生活課に係る決算について報告いたします。

一般会計と国民健康保険事業特別会計外2件の特別会計を併せて報告いたします。

まず、健康づくりの推進では、「あしたのためにきたえよう健康力！」をスローガンに、各家庭・個人の主体的取組と地域・団体等の連携や協働の2本柱を基本理念とした取組がなされております。

健康づくりの拠点施設となる保健センターでは、母子保健、歯科保健、各種予防接種、健康づくり啓発事業など、健康づくりを推進するため各種保健事業が実施されております。

また、健康づくりに関わる関係機関、団体等で構成する「あしきた健康づくり実行委員会」を設置するとともに、平成27年度から29年度までを計画期間とする第2期芦北町健康づくり推進計画に取り組むため相互に連携を図るネットワークの整備がなされております。

併せて、生活習慣病等の重症化予防に向け、効果的な保健指導を実施するため、町内医療機関との重症化予防検討会が開催され、情報を共有する連携システムの構築が図られております。

予防接種事業では、前年度に引き続き、生後6か月以上19歳未満のインフルエンザ予防接種と成人の風疹ワクチン接種の無料接種が実施されております。

環境対策事業では、ごみ処理対策、不法投棄対策、地球温暖化対策、水俣病対策などの取組がなされ、水俣病対策の新規事業では、水俣病公式確認60年に向けた取組として、女島活力推進センターで「もやい祭り」が開催されております。

ごみ処理対策事業では、8月の台風15号の影響で生じた一般家庭廃棄物の処理を国庫補助により141t処理されています。

戸籍住民基本台帳業務では、平成27年10月から施行された番号法に伴い、通知カード及び個人番号カードの交付に取り組み、平成27年度は508件の個人番号カードの交付が行われております。

主な質疑として、精神保健ボランティア養成講座が実施されているが、精神障害の方の相談が増えているのか、また講座の効果はあっているかとの質疑に対し、退院時に医療機関からのケースの情報提供があり、戸別訪問などの対応が年に数件ある。また、ボランティア養成講座の効果については、受講者の具体的なボランティア活動等の検討が必要であり、現段階においては、家族会の支援を中心に精神疾患に対する理解者を増やしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見・早期治療を目的に、人間ドックの助成を行う共にパンフレットの配布などの啓発活動により、医療費の適正化に対する取組がなされております。

次に、（直診勘定）について、吉尾温泉診療所は、現在、派遣医師による週3日（火・水・木曜）の診療体制が維持されています。平成27年度の外来患者数は、延べ1,963人で、26年度と比べて76人の減少となっております。

主な質疑として、診療所の医師の派遣体制は具体的にどのようになっているかとの質疑に対し、火曜日は熊本市の熊本整形外科医院から、水曜日は町内の松本医院

から、木曜日は熊本市の高野病院と八代市の熊本総合病院から交代で派遣していただいているとの答弁がありました。

次に、介護保険事業特別会計について、平成27年度は新たな取組として、介護予防事業・日常生活支援総合事業が実施されております。

事業では、保険給付や予防給付のほか、地域支援事業として、閉じこもり予防通所支援事業や食の自立支援事業、転倒骨折予防事業（たっしゅか会）が実施されています。また、地域包括支援センターとの連携によって、要支援者の介護予防支援、総合相談、権利擁護、認知症総合支援などの各種事業が実施されています。

主な質疑として、介護保険料の歳入において不納欠損処分がなされているが、処分の内容はどのようなものであったかとの質疑に対し、介護保険料は時効消滅期間が2年と定められており、今回の処分は全て被保険者の死亡後2年を経過した保険料37名分を処分したものであるとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が被保険者認定、保険料率の決定、医療給付等の事業運営を行っており、町では申請、相談業務及び保険料の徴収がなされています。

保健事業では、被保険者の疾病の予防及び早期発見・早期治療に資するため後期高齢者健診を実施し、790人が受診されています。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も引き続き実施されており、受診者25人に対し、総額100万円の助成が行われています。

次に、教育課に係る決算について報告いたします。

学校教育では、全国学力状況調査に併せて、小学校4年・5年生及び中学校1年・1年生に対して、芦北町独自で学力検査を実施するとともに、ICT機器を活用した学力充実研究指定校の指定や、英語検定・漢字検定受験料の助成により、子供たちの学力の充実・向上が図られています。また、特別支援教育支援員、不登校対策支援員の配置により、支援を必要とする児童・生徒に対する指導の充実に取り組まれています。

また、吉尾小・湯浦小・湯浦中の体育館の吊天井の改修や、佐敷小学校難聴教室設置工事、湯浦中学校屋根防水改修工事など、児童・生徒の学校生活における安全対策や学習環境の整備がなされています。

学校給食では、安全・安心な給食を提供するため、近年増加傾向にある食物アレルギーに対応した給食の提供に取り組まれています。

主な質疑として、不登校対策のための支援員を3人配置したとあるが、年間どれ程の相談があり、その内容はどのようなものであるか、また小学校と中学校ではどちらが多いかとの質疑に対し、支援員は常に児童・生徒と接し、その中で本人や保

護者から相談を受けているが、件数としては把握していない。不登校の理由の主なものは、夜にスマートフォンやパソコン等でゲームやSNSを利用し、その結果、朝起きられずに登校が遅くなり、教室に入れないケースが多い。また、割合的には中学校が多いが、小学校の頃から芽があったと思われる子どもも多いようであるとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計では、高校生3人、大学生48人に対して修学資金の貸付けが行われており、町内学徒の人材育成の一助として、経済的理由による修学困難者への便宜が図られています。

主な質疑として、過年度分の未収金の徴収状況はどうなっているのかとの質疑に対し、催告書による未納の状況の連絡は随時行っている、また電話や訪問などにより当事者との面談や保証人への相談などの徴収努力を行っているとの答弁がありました。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。

福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各種事業が実施されています。

高齢者福祉事業では、公衆浴場無料入浴料補助や住宅改造助成事業などの福祉サービスをはじめ、避難行動要支援者への支援がなされています。

障害者福祉事業では、障がい者のニーズに配慮した障害福祉サービスの提供や「あしきた障がい福祉フォーラム」による障がいに対する理解促進と障がい者の社会参加が図られています。

社会福祉事業では、第2次芦北町地域福祉計画に基づき、安心した生活が送れるように地域社会づくりが推進されています。また、低所得者の負担緩和等を目的とした臨時福祉給付金については、制度の周知に努め、平成27年度は5,437人に対し3,262万2,000円が給付されています。

児童及び母子・父子福祉事業では、放課後児童健全育成事業等により、保護者の子育てと就労に対する支援、子ども医療費無料化やひとり親等家庭医療費の助成により、生活の安定と福祉の向上が図られています。また、消費税率の引上げに伴う影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金は1,908人に対し、572万4,000円が給付されています。

主な質疑として、あしきた障がい福祉フォーラムの参加者が254人となっているがどのように周知をしているのか、また障がい者のほかにも、一般の健常者の参加も促進したほうが良いと思うがいかがかとの質疑に対し、一般の参加については、まちだよりや防災無線による広報のほか、小中学校、事業所、区長等の各種団体に募集を行っており、今後も更に障がいに対する理解を深めてもらうため、広く

周知したいとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定外3件の特別会計の決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前10時53分
再開 午前11時10分
-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、認定第1号から日程第12、議案第56号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号、平成27年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2、認定第2号、平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、認定第3号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第4号、平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第5号、平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり

認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第6号、平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、認定第7号、平成27年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、認定第8号、平成27年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9、認定第9号、平成27年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10、議案第52号、平成27年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第11、議案第55号、芦北町職員の退職管理に関する条例の制定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12、議案第56号、芦北町水産物直売施設条例の制定について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

第13 発議第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書案について

○議長（寺本修一君） それでは、日程第13、発議第1号「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る意見書案について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。草野君。

○7番（草野安道君） 発議第1号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案について。

平成28年熊本地震では、県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、復旧・復興を早急に推進するためには、莫大な経費が必要となりますが、現行の国庫補助制度や主要財政制度の下では困難な状況にあります。

つきましては、国において新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなどの財政措置及び特別交付税の別枠措置などの立法措置を講じられるよう、強く要望する意見書を提出するものです。

提案理由については、記載のとおりです。

各議員におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますように、よろしくお願いたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第14 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、自席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、自席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更が生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定いたしました。

-----○-----

第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第15から日程第18までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前11時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員